

厚岸町議会 第2回定例会

平成25年6月24日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、大野議員、3番、石澤議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。

- 南谷委員長 6月21日、午前10時から第4回議会運営委員会を開催し、第2回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告いたします。
議会側からの報告は、議会運営委員会本報告と諸般報告、例月出納検査報告があります。
議会からの提出案件は、会期の決定、2常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の所管事務継続調査申出書、議員の派遣について、以上、3件があります。
審査方法は、全て本会議において審査することに決定しました。
次に、町長提出の議案等についてであります。
町長による行政報告があります。
報告第1号から、報告第6号までの専決処分事項の報告など6件、議案第49号から議案第55号までの一般議案、7件、議案第56号から議案第59号までは条例の一部改正、4件であります。いずれも本会議において審査いたします。
議案第60号から議案第63号は、平成25年度補正予算4件であります。審査方法は、議長を除く12名をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。
一般質問は5人であります。
会期は、6月24日から26日までの3日間に決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日から26日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から26日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成25年3月6日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙諸般報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料の詳細は、別途議員控え室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

次に、平成25年5月21日、第8回厚岸町議会広報特別委員会が開催され、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果を報告いたします。

委員長には竹田委員、副委員長には金橋委員、以上のとおり互選されました。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許したいと思っております。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成25年厚岸町議会第2回定例会が開催されるに当たりまして、お許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

私の3期目の任期は、来る7月12日をもって満了となりますが、それに先立ち、去る6月11日に告示されました厚岸町長選挙において、無投票で当選することができ、7月13

日から四度町政を担当させていただくことになりました。

このたびの町長選挙を通して、多くの町民の皆様から寄せられた大きな期待を感じつつ、郷土厚岸のさらなる発展を築き上げるという使命を与えられたことを誇りに思いながら、町長としての役割と責任の重さを改めて痛感しております。

また、これまでの3期12年間の町政運営の実績をもとに、私が町長選を通じて町民の皆様にお約束したことを実現するため、全力を挙げてその信頼にお応えしてまいりたいと存じます。

この大任を四度与えてくださいました町民並びに町議会議員の皆様、改めて心から感謝とお礼を申し上げますとともに、ここで4期目に向けた決意を申し述べさせていただきます。

私は、4期目のスタートに当たり、もっともっと元気な厚岸へを創造するため、次の3点を基本姿勢として町政執行に邁進してまいります。

第1に、厳しい財政環境のもとで健全な行財政運営基盤の確立なくして、真の地方自治の発展はあり得ないことから、効率的で効果的な行政運営を的確に進め、地方分権の時代に應える町政の展開に努めてまいります。

第2に、町民との対話を重視した協働のまちづくりを進めるなど、町民と行政との連携を密にし、町民生活を守るため諸課題に対して果敢に立ち向かう町政を推進します。

第3に、町民のために働く役所として、町職員の意識改革に一層の努力を重ね、人財、財は財宝の財でございます。人財と呼べる職員を今以上に育て、町民から信頼される町政を実現します。

また、これから4年間の将来ビジョンについては、私は地域が自主自立の気概を持って活躍する地方分権型社会の構築を目指します。一言で言えば、大厚岸のさらなる発展とその持続であります。

このため、簡素で効率的な行政システムの確立を目指し、分権時代にふさわしい広域行政など、自治体間の連携、協力を一層進めてまいります。

さらに、国や道の動きを見据え、的確な町政運営を進めてまいります。そして、厚岸町のグランドデザインである、第5期厚岸町総合計画の施策の展開を図り、新しい課題にも先見性を持って、積極的に取り組み、どのような困難が待ち受けていようと、大きな夢を抱ける、希望が沸き立つようなまちづくりを必ず実現できると確信しております。

私は、こうした信念に基づき、次のようなもっともっと元気な厚岸への姿を描き、誰もが住みよい、住みたくなる、来たくなる町の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

第1は、命を守る防災、減災対策の強化と安全・安心なまちづくりに全力を注ぎます。

第2は、厚岸の産業、経済の成長に向けた対策を強化します。

第3は、少子高齢化、人口減少社会を見据えた保健福祉医療政策の充実を図ります。

第4は、人と自然に優しい環境と快適に暮らせるまちづくりを推進します。

第5は、厚岸町の未来を担う人材育成と芸術文化、スポーツの振興に努めます。

第6は、厚岸町と北海道を結び、国を動かす政策課題を着実に推進します。

第7は、町民から信頼される親切的な行政を進めます。具体的には、地域活性化に向けた取り組みについては、厚岸町の経済を大きく支える漁業と酪農業の育成、発展は最重

要課題であり、「第一次産業のまち、食料生産基地」厚岸町の時代になるということ誇りに、水産資源の適切な管理や増養殖事業の推進を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら、衛生管理型漁港施設の整備と安全で安心な食の厚岸ブランドの普及拡大に取り組んでまいります。

また、酪農経営の安定化と担い手の育成、地域就農者の確保を進めるとともに、厚岸町に計り知れない影響を及ぼすT P P協定への参加反対を国へ強く要請してまいります。

また、観光は交流人口の拡大を通じて地域経済の活性化や雇用機会の拡大のみならず、地域の生活、文化の向上に重要な役割を果たすために、地域戦略の大きな柱として厚岸町の強みである味覚や体験型の観光を推進するとともに、厚岸道立自然公園の国定公園化の展開を図ってまいります。

さらに、商工業や建設業などの中小企業の経営基盤の強化に努め、地域経済力を高めていくことが重要であります。

そして、厳しい財政事情に加えて、少子高齢化、人口減少の進行が厚岸の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。厚岸の活力を維持向上させていくためには、「みんな健やか厚岸21」の円滑な推進を図るとともに、「厚岸町食育推進計画」「厚岸町子供・子育て支援計画」の策定に向けて取り組み、保健・福祉・医療の関連施策を推進し、安心して暮らせる地域社会を目指してまいります。

また、人口減少時代に地域の活性化を図るためには、新たな着想を生む、たくましい人材、人的資源を育成することが重要であり、厚岸町が継続的発展を遂げていくためには、環境政策についても最優先に取り組んでいかなければならないと考えております。

そして、来年度には第5期厚岸町総合計画が策定されてから5年が経過することになりますが、これを時代に即したものに見直さなければなりません。議員各位のご理解とご協力をいただきながら、計画の見直しを行ってまいりたいと存じます。

以上、私の4期目に向けた決意を申し述べさせていただきましたが、地方を取り巻く環境はこれから益々厳しさを増していくことが予想されます。

しかし、私は「政治こそが愛するふるさとの発展と人々の幸せをもたらすもの」を変わらぬ信条として、町民の皆様の思いをしっかりと受け止め、一步一步、そして確実に皆さんの幸せと厚岸町の発展に向かって施策を展開してまいりたいと存じますが、もとより町政には、町民と議会の皆様方の信頼とご協力が何よりも必要不可欠であります。

議員皆様方の一層のご支援、ご協力を心からお願いいたしまして、当選に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

●議長（音喜多議員） 以上で、町長の発言を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） 矢白別演習所での米海兵隊実弾射撃訓練における演習場外への着弾事故及び矢白別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練に参加した米軍車両の民有地進入

事案について行政報告をいたします。

初めに、6月11日に発生した矢臼別演習場での米海兵隊実弾射撃訓練における演習場外への着弾事故について行政報告いたします。

報告は、お手元の資料に基づき行います。

資料1をごらんください。

まず、事故の概要であります。本年度の実弾射撃訓練については、6月10日から21日までの12日間のうち、射撃日数を10日間として実施することとされておりましたが、訓練2日目の6月11日、午前9時38分に発射した砲弾の弾着地への着弾が確認できなかったことから、射撃を一時中止して捜索を行った結果、演習場から約500メートル離れた隣接する国有地に着弾していたことが確認されたものであります。

次に、事故後の経過であります。

事故が発生した6月11日ではありますが、この事故発生に関する現地対策本部から、厚岸町への第一報は3時間以上が経過した午後7時5分で、電話により「本日、午後9時40分ごろ、104移転訓練において演習場外へ着弾した可能性がある事案が発生、現在、射撃を中止をして調査中」との連絡があり、その後、午後1時26分に現地対策本部からファクスにより資料2の文書が送られてきました。内容は、資料のとおりですので、省略させていただきます。

翌6月12日、こうした現地対策本部から連絡を受け、北海道と厚岸町、別海町、浜中町、標茶町の関係4町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議から北海道防衛局に対し、徹底した原因の究明と再発防止策を講じるよう緊急要請を行いました。緊急要請書は、資料3のとおりであります。

この緊急要請に対し、北海道防衛局からは資料4のとおり、防衛省から米側に対し速やかな調査と情報の共有を要請するとともに、米軍においても事故原因が確定され、適切な安全上の措置がとられるまでは実弾射撃訓練を中止することとし、防衛省としては米軍と連携しつつ、引き続き事故原因の究明に努めるとのコメントが発表されました。

6月13日には、北海道防衛局長と大隊長が来町し、事故現員の概要と再発防止策についての説明を受けました。その内容については、資料5にあるとおり、今回の事故は射撃初弾の爆風によって機器が動いてしまうという事態が発生し、2弾目を発射する前に照準の方法を変更することとなり、このときに照準手がパノラマ眼鏡のメモリを合わせる操作を誤るとともに、砲身の方向、斜角など、これら全般の責任を持つ砲班長の点検が不十分であったため、砲身が異常な方向に向いたまま、2弾目が発射され、演習場外に着弾したとする砲操作時における人為的なミスが原因であり、また再発防止のため、砲にチェックリストを設置した上、確認後に射撃を行うことや事故の原因となった隊員2名の任務を解くなどの改善策を講じるとのことでありました。

しかし、再発防止策については、厚岸町を初め北海道及び他の関係3町とともに演習場外への着弾という極めて重大な事故への対応としては、余りにも不十分であるとして、より実効性のある再発防止策を講じるよう、矢臼別演習場関係機関連絡会議として再度、要請すべく準備を進めておりましたが6月14日に現地対策本部長が来町し、資料6にある安全管理要員の増員と指揮官である大隊長みずからが現場に赴き、安全管理の徹底を図るといった追加対策を講じた上で、翌6月15日から実弾射撃訓練を再開する意向であ

るとの報告を受けました。

このため、6月15日に北海道及び厚岸町を含む関係4町は別海町役場において、矢白別演習場関係機関連絡会議を開催し、今後の対応について協議を行い、地元の意向を尊重せず、一方的に実弾射撃訓練を再開するとの意向が表明されたことは、極めて遺憾であるとの思いから、国に強く抗議することで一致し、会議終了後、直ちに北海道防衛局に対し資料7の文書により抗議するとともに、再発防止策が確実に履行されるよう、国の責任において万全の措置を講じることを強く申し入れたところであります。

なお、この申し入れがあるまで、米海兵隊も訓練開始を見合わせてはいたものの、同日、13時18分、北海道防衛局現地対策本部から米海兵隊が射撃を開始したとの連絡を受けております、

また、6月19日には北海道知事を初め、他の関係3町の町長とともに防衛大臣に対し資料8の要請書をもって緊急要請を行ってまいりました。さらに、6月30日には、地元関係4町長の連盟により石破自民党幹事長、伊東財務大臣政務官などに対し同様の要請を行うこととしております。

確かに、国防は国の専権事項であり、地元の意向がなかなか受け入れてもらえないというもどかしさではありますが、私は平成9年に厚岸町が苦渋の決断によりこの訓練を受け入れて以降、これまで矢白別演習場における米海兵隊の実弾射撃訓練については、地元の理解と住民の安全確保が何よりも重要であり、その上に成り立っているものと考えております。

また、私は6月15日の連絡会議において意見を述べましたが、この連絡会議を形骸化させることなく、このたびのように国に対しても強く要請していける組織を維持し、さらなる連携強化を図ってまいりたいと考えておりますし、今後、訓練の実施に当たっては、地元の意向を十分に尊重した上で何よりも地域の安全が確保されるよう、国の責任において万全の措置を講じるよう北海道及び他の関係3町と連携しながら国に強く働きかけてまいります。

次に、6月21日に発生した米軍車両の民有地進入事案についてであります。

報告は、お手元の資料に基づき行います。

資料9をごらんください。まず、議案の概要であります。6月21日、訓練を終了した米海兵隊のトレーラーをけん引した7トントラック1台と4輪駆動軽汎用車4台の車両が演習場廠舎地区への帰投中、演習場内の経路を誤り、午前8時30分ごろにプライベートゲートへ到着したものの、演習場内ゲートは付近の道幅が狭く、その付近ではUターンすることができないため、そのゲートに配備されていた自衛隊員が現地協力本部へ連絡、同本部が北海道防衛局現地対策本部と連絡をとり合い、調整した結果、緊急避難措置としてゲート前の公道と接した牧草地への進入口スペースを利用して、方向転回することができると判断し、米海兵隊ドライバーに方向転回を促したとのことですが、その後、自衛隊員がゲートを開けたところ、米海兵隊車両が誤って民有地の牧草地内に深く進入し、車両を転回してしまったことから、牧草を踏み倒す被害を生じさせてしまったというものであります。

また、このような事案が起きた原因については、転回方法についての意思疎通が図られなかったためと思われるとの報告を受けております。

次に、事案の経過についてであります。ここでは、資料12の1ページにある現地対策本部から報告された時系列による状況に、当町への連絡などを加えて報告をさせていただきます。

6月21日、8時30分、米海兵隊車両がトライベツゲートに到着、その後、自衛隊員からの連絡により矢臼別演習場現地協力隊と現地対策本部が車両の取り扱いについて調整。ゲート付近にて転回することを指示したとのこと。その後、8時50分に米海兵隊車両がゲート付近にある民有地の牧草地内で転回し、牧草を踏み倒す事案が発生。9時55分に矢臼別演習場現地協力隊が現地対策本部へ本事案を連絡。11時20分に連絡を受けた現地対策本部員が現地へ到着し、11時40分に現地の状況を目視により確認するとともに、関係者の事情聴取を行ったとのことであります。

なお、この間、本事案に関する現地対策本部から厚岸町への第一報は10時28分で、内容は資料10のとおりであります。

この連絡を受けて町は、直ちに担当職員を現地へ急行させ、現地の状況を確認させるとともに、所有者並びに現地対策本部員から事情等を聴取させております。

11時50分、現地対策本部員が所有者に謝罪に行っております。なお、この時点で詳細は明らかになっておりません。13時2分、現地対策本部から厚岸町へ第二報として、発生日時、発生場所、発生原因、被害状況などが報告されました。内容は、資料11のとおりであります。

その後、現地対策本部は、13時30分に副本部長から第3海兵師団第12海兵連隊第3大隊副隊長に対し、口頭での注意喚起を行ったとのことであります。そして、19時10分に現地対策本部長が所有者宅を尋ね、改めて謝罪と発生原因などについて説明を行ったとのことであります。

なお、現地対策本部からの本事案に対する状況、概要、原因などの最終的な報告は資料12にあるとおり、翌6月22日の13時51分で、その後、15時に現地対策本部員の北海道防衛局施設補償課長が来町し説明を行っていきましたが、この時点において現地対策本部からの本事案に関する再発防止策は示されておられません。

6月21日、午後3時30分に北海道防衛局議長が来町し、私に対して訓練終了の報告とこのたびの事故等の改めての謝罪を行っていきましたが、この際に、私はこのたびの牧草地進入事案に前段の演習場外への着弾事故も含め、防衛省と北海道防衛局との関係や連携の問題、それぞれの組織が果たすべき責任の問題、情報連絡体制の問題などを指摘するとともに、先の重大事故とこのたびの議案によって、地元の信頼は大きく損ねてしまったこと、また今回ほどさまざまな問題が惹起したことはなく、次年度以降も続けるのであれば、さらなる再発防止策を国の責任において講じること、さらには確かにきょうで訓練は終了したが、終わったという気持ちはなれないほど不信感が募っていることなどを申し上げたところであります。

いずれにしても、このたびの訓練は大きな課題を残したものと考えており、北海道及び他の関係3町と連携して、国に強く働きかけていかなければならないと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。ございませんか。

10番。

●谷口議員 今回の事故、それから民有地進入等について、今、町長のほうから行政報告がありました。

私は、今回の訓練で非常にとんでもない事故が発生したということで、一般質問を通告しておりますので、着弾事故については一般質問でお伺いをしたいというふうに考えております。

ただ、この二つ目の事案ですけれども、これについて少しやはり訓練が演習場内で行われているということに対しては、既定の事実みたいに今までなっているわけです。今回、その訓練が行われて、二つの事故、事案が発生したということで、非常に住民にとっては怒りを覚えるものでありますし、非常に住民の生命、財産を守ることからいって、重大な問題であるというふうに考えております。

それで、何よりも私はこの地方自治体の役割、町長を先頭にして住民の生命、財産を守ることが大きな仕事だと、一番の仕事ではないのかなというふうに私は考えております。

という中で、この演習場外へ車が出てしまう、そして民有地を踏み荒らすというようなことが起きたのですけれども、私は一番この気になるのは演習場内でも米軍が訓練をするということになっておりますけれども、道に迷って演習場外へ出なければならないなんていうことになると、この軍隊は果たして戦場で使いものになるのかなと、簡単に言えば戦地以外に出してしまうわけですから、敵の国まで行ってしまっただけで戦争するようなことになりかねないような事態と同じだと思うのです。

そういう中で、この自衛隊がゲートを開けて転回することを指示したのだと思うのですけれども、やはり現地の対策本部だとか、あるいはそこで責任をもって当たった自衛隊員がどういう指示をしたのか、そういうことも含めて意思疎通ができないような訓練は、私は容認すべきではないのではないのかなというふうに思うのです。

そういうことを考えると、今回、非常に所有者の農家の方は肝要な方で余り事を荒立てたくないようなお話をされていたようでもありますけれども、やはり地域住民にとっては簡単にこういう問題が起きたときに、海兵隊の車が簡単に外に出てしまうというようなことがあってはならないのではないのかなというふうに思うのです。

それで、この事故が起きた当時、道新の記事に近町の元町長の談話みたいなのが載っていました。だんだんいろいろなことを、訓練を一つ認めると、その訓練から幅が広がられて、いろいろな訓練がやることが可能になってしまうようなことが沖縄で起きると、そういうことがこの厚岸、あるいはこの矢臼別演習場では絶対に起こしてはならないと思うのです。

そういう危機管理がやはり住民との信頼関係を損ねるような、こういう事態をやはりきちんと把握もしなければならぬし、非常に今、町長が説明された内容、そしてこの資料を見ても事故が起きてから厚岸町、あるいは関係する町へ対する連絡がことごとく

時間がかかっているのですよね、それから詳細が非常に不明確、それから今回、どういう指示をしたのか、先導しようとしたのか、先導をすることなくやったのか、やはり言語も通じないわけですから、そういう方をきちんと配した上でやるべきことができなかつたのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「議事進行」と発言する者あり)

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 議長、最初に議長申されました。

運用内規の話をされました。行政報告でございますから、この件については軽い疑義をただすべき事項なのか、それから今回の大きな問題でございますから、10番谷口議員が質疑を超える部分も僕は今聞いていたらあると思うのです。

それで、皆さんに諮ってどうするか決めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時47分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

町長、答弁あれば。

(発言する者あり)

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時47分休憩

午前10時54分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま谷口議員から行政報告に対する指摘があったわけでありませう。

私といたしましては、この重大な事案については今後、北海道並びに厚岸町外3町で

構成をしております連絡協議会とともに、国に強く今後の再発防止等を含めて緊急要請をしてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 疑義をただす程度中心に。

●谷口議員 ただ重大事案があつて、そのときどうするかというのは議長もきちんと判断していただきたいというふうの一つは要望しておきます、議長に。

ただ、今回の事案で問題なのは時間がかかること、それから本当に原因究明をどこまで進めたというのが明確でないのですね、ですからそのあたりをやはりきちんと明確になるようにやってほしいというふうに思います。

今後もしこういうことが続いていくわけですから、あとはそれ以上しゃべるとまた疑義が出ますので、予算か何かでじっくりやりたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいま指摘をいただいたことも踏まえて、国に強く要請してまいります。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

12番。

●室崎議員 疑義をただす程度ということで、事実の確認だけさせていただきますが、この今の行政報告をお聞きしまして、いわゆるゲートを開けて牧草地で転回したという件ですけれども、22日の15時に北海道防衛局施設補償課長が来庁し、説明を行っていきましたが、この時点において現地対策本部からの本事案に関する再発防止策は示されておられませんというふうにはっきりと町長おっしゃっておりますが、きょう現在に至ってこの再発防止策というものは何らかのものは厚岸町に示されましたか、それともそのまま何ら、はいごめんなさいという話があつても、その再発防止策は示されていないのでしょうか、その点を。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 示されておられません。

●議長（音喜多議員） ほかがございますか。

(な し)

●議長（音喜多議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第1号 専決処分事項の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

国の緊急経済対策に基づき、厚岸町において早期に執行可能な事業を各省庁の補助金の要望、あるいは申請期限とその予算年度の確認をした上で、平成25年第1回定例会に補正予算として提出し、可決いただきました事業のうち、地域公共ネットワーク等強化事業補助金が当初、厚岸町が要望した国の2次要望分は年度末までに平成24年度分の補助内示が出される予定でありましたが、国が想定した予算枠を満たさなかったことから、1次分を除いた額を本署繰り越しし、国の平成25年度予算として執行されることになったため、当予算に計上していた当該事業を平成24年度予算から平成25年度予算に振りかえる必要が生じました。

専決処分は、平成24年度予算を減額補正し、議案第60号で提出する平成25年度予算で補正計上するものであり、緊急執行を要した平成24年度厚岸町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決いたしましたので、同報同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

総総専第1号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月29日付であります。

平成24年度厚岸町一般会計補正予算（7回目）。

平成24年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,515万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,474万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では2款2項、歳出では1款1項でそれぞれ4,515万円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

11款1項1目1節地方交付税、特別交付税、451万5,000円の減であります。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、4,063万

5,000円の減。地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金2,257万5,000円の減、地域の元
気臨時交付金情報化推進1,806万円の減であります。

8ページ、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費4目情報課推進費、4,515万円の減、厚岸情報ネットワーク
多重化整備事業緊急経済対策の減であります。

2ページへお戻りください、第2条繰越明許費の補正であります。繰越明許費の変更
は、「第2表 繰越明許費補正」による。

4ページをお開きください。

町に記載の厚岸情報ネットワーク多重化整備事業緊急経済対策、4,515万円をゼロとす
るものであります。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） ございませぬか。

なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、報告第2号 専決処分事項の報告についてを議題とい
たします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第2号 専決処分事項の
報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

今般、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日、参議院において可決、成
立し、3月30日公布され、原則として4月1日から施行されました。

この税制改正に伴い、平成25年度の町税課税事務の執行上、厚岸町都市計画税条例を
速やかに改正し、施行することが必要となり、緊急を要したことから地方自治法第179条
第1項の規定に基づき、3月31日付をもって厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条

例の専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書11ページでございます。

総総専第2号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町都市計画条例の一部を改正する条例であります。

改正内容の説明につきましては、別紙、お手元に配付の報告第2号説明資料、厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び概要資料により行います。

新旧対照表をこごらんください。

附則第1項、地方税法における特例の新設及び廃止による項番号の変更であります。

概要資料をごらんください。新設となるのは、港湾法に基づく特定貨物輸入拠点港湾で整備された荷さばき施設等で最初の10年度分の都市計画税の課税標準を3分の2とするものであります。なお、適用施設は厚岸町にはございません。

廃止となるのは、外貿埠頭公社が所有する特定用途港湾施設、いわゆるコンテナ埠頭への特例措置が、同公社が全て株式会社へ移行したことによる廃止であります。適用施設につきましても、厚岸町にはございません。

法改正による厚岸町に既存する施設の課税標準の見直しは、附則第15条第23項で規定されております。

日本郵便株式会社が所有する固定資産、いわゆる郵便局施設等の会税標準が改正前が課税標準となるべき価格の2分の1でありましたが、改正後は5分の3となるものであります。

施行期日は、平成25年4月1日とし、平成25年度以後の年度分の都市計画税に適用するものであります。

以上で、報告第2号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番。

●谷口議員 附則の15条、23項って、これはどこに出てくるのですか。議案を見てわからないのだけれども。

●議長（音喜多議員） 質問の内容がちょっと聞こえなかったのですけれども。

●谷口議員 これはわかるのだけれども、この一番下はどこに出てくるのですか、この議案の。一生懸命、さっきから見ているのだけれども、附則第15条23項って。

●議長（音喜多議員） 出された資料。

休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

●税財政課長（小島課長） 条例の規定の仕方として、他の法律からこの条例に引用するという手法がとられておりまして、この概要資料で説明しております廃止のところですね。法と書いてありますから、これは法附則第15条の第5項という部分が廃止されたという趣旨でございまして、この条文の中には改正条例の中には出てこないということがありますので、それに基づいて町税条例が自動的に改正になっていくという手法になっておりますので、その辺はご了承願いたいというふうに思います。

ただ、この概要資料を説明しないと全体の構図が見えないものですから、この資料でもって明らかにさせていただいたという内容でございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第9、報告3号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました、報告第3号 専決処分事項の報告について、その内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に法律第3号として交付されたところではありますが、このうち平成25年4月1日から施行され、平成25年度分の国民健

康保険税から適用される部分について、厚岸町国民健康保険税条例においても、速やかに改正を行おう必要が生じたところであります。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日の専決処分をもって、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定をさせていただいたものであり、同法同条第3項の規定により、議会に対し報告し、承認を求めるものであります。

議案書14ページであります。

総総専第3号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者であった者が後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定の算定の特例を恒久化するほか、国民健康保険の加入者で、後期高齢者医療制度に移行したため、単身となった世帯について、その後5年間を特定世帯として国民健康保険税の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置を行ってまいりましたが、さらにこの軽減措置の終了後3年間について、特定世帯を特定継続世帯として、世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講じる内容のものであります。

改正内容につきましては、別紙、お手元に配付させていただいております報告第3号説明資料①、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

また、改正内容の概要を記しました報告第3号説明資料②を別途配付させていただいておりますので、参考としてください。

新旧対照表1ページであります。

第5条の2は、国民健康保険税の基礎課税額にかかる世帯別平等割額の規定であります。第1号の改正部分では、特定世帯及び国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者が、以後5年を経過するまでの間、継続して同一の世帯に属する者を特定同一世帯所属者としておりますが、この定義に関する規定について改正を行うほか、新たに特定継続世帯についての規定の追加を行うものであります。

まず、特定同一世帯所属者の定義の改正につきましては、改正前は被保険者の資格を喪失者であった、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後、5年間を経過するまでの間に限り、同日以後、継続して同一の世帯に所属する者をいうと期限付きの規定となっておりましたが、改正後におきましては、被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後、継続して同一の世帯に所属する者というとなり、期限を切らず恒久化となる内容に変更となっております。

これに伴い、特定世帯の定義について、その内容に変更はございませんが、改正後の特定同一世帯と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯であって、同日の属する月後5年間を経過するまでの間にあるものと文言の変更を行っております。

また、新たに特定継続世帯の規定の追加を行っておりますが、これは平成20年4月の後期高齢者医療制度の開始以降、国民健康保険の加入者が2人の世帯のうち、1人が後

期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の加入者が1人となる世帯を特定世帯として移行後5年間に限り、世帯別平等割額の2分の1軽減を行ってきました。

制度施行から5年を経過し、軽減措置が終了する場合において、保険税の額が急激に増加することとなるため、この軽減終了後における激変皮措置として、さらにその後3年間において特定継続世帯として世帯別平等割額の4分の1軽減を行うための規定の整備を行うものであります。

新たに追加しました第3号は、特定継続世帯にかかる基礎課税額の世帯別平等割額を規定しております。

これにより、国民健康保険税の基礎課税額にかかる世帯別平等割額が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては3万6,000円、特定世帯については1万8,000円、特定継続世帯については2万7,000円となり、特定世帯の軽減終了後における保険税の急激な上昇について緩和されるものとなっております。

第7条の2は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる世帯別平等割額の規定ですか、第5条の2と同様の改正を行うもので、世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について6,000円、特定世帯については3,000円、特定継続世帯については4,500円と定めるものであります。

第21条は、保険税の減額規定で同条第1項第1号においては7割軽減、第2号は5割軽減、第3号においては2割軽減の規定となっております。それぞれの軽減率における軽減する額について、基礎課税額後期高齢者支援金と課税額及び介護納付金課税額ごとの均等割額と世帯別平等割額について規定しているものであります。

この規定に第5条の2及び第7条の2の改正に伴う特定継続世帯の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額にかかる世帯別平等割額の減額に関する規定の整備を行うものであります。

なお、第5条の2の改正部分において説明させていただきました特定同一世帯所属者の定義につきましては、これまでの5年間を経過するまでの間から、期限を区切らない恒久的な措置となりましたので、これにより軽減を受けている世帯につきましては従前と同様に特定同一世帯所属者を含めた軽減対象基準額となり、保険税の軽減判定の算定の特例について、恒久化されることとなりますことを申し添えさせていただきます。

次に附則であります。第1項は施行期日で、平成25年4月1日から施行するものであります。

第2項は、適用区分であります。改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険税について適用し、平成24年度分までの保険税については、なお従前の例によるものです。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
10番。

●谷口議員 今回、この改正で特定継続世帯の負担が4分1増えるわけですね、2分の

1 から 4 分の 1 ですから。

そうすると、この今回、課税額が増えることによる影響額というのは厚岸町ではどのくらいになるのですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
町民課長。

●町民課長（板屋課長） 時間をとらせてまして申しわけございません。

影響額ですけれども、25年度における見込みですけれども、特定継続世帯となるものが約60件を見込んでおりまして、これらにかかる影響額ですけれども全体で63万円という見込みを立てております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 恒久的なという文言が出てきているのですけれども、75歳以上になってこれから、今まで5年間、そしてさらには3年間4分の1ということなのですけれども、これから75歳以上になる方も5年間、そしてさらには3年間というものがずっと生きてくるのかなというふうに理解をさせていただいたのですが、よろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長（音喜多議員） 9番。

●南谷議員 そうしますと、大変、事務的に私は復奏してくるなど、今までは5年間、新たに75歳以上に達する方もいろいろご家庭あるわけですから、さらには4分の1の負担もあれですし、どんどんそういう対象者も増えてくると、そうすると事務的に復奏してくるなどというふうに懸念をするのです。

皆さん方しっかりやられているから大丈夫だと思うのですけれども、これは軽減措置でございます。町民に間違っても負担にならないようにしっかり事務処理をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） その辺、十分、気をつけて事務処理を進めてまいりますので、町民の負担になるような間違い等は起こさないように進めてまいりたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。
ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

この内容につきましては、平成24年度厚岸町一般会計補正予算4回目及び5回目で、事業ごとに繰越明許費として、平成25年度への繰り越し執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

17ページをお開き願います。

平成24年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。表に記載のとおり、4款4項にわたって全11事業について、先に議決いただきましたとおり合計1億969万6,000円について、平成25年度への繰り越しであります。

その財源内訳は、未収入特定財源として国土支出金1,487万7,000円、地方債5,140万円、その他3,925万円、それぞれ国の繰り越し承認を得ており、平成25年度での繰り越し事業執行に応じて収入予定の財源であります。

一般財源は416万9,000円であります。

次ページをお開きください。

下水道事業特別会計分であります。記載のとおり、公共下水道事業を一般会計同様に9,000万円について平成25年度へ繰り越すものであります。その財源内訳は、未収入特定財源として国土支出金4,500万円、地方債4,500万円、それぞれ国の繰り越し承認を得ており、平成25年度での繰り越し事業執行に応じて収入予定の財源であります。

以上、報告第4号の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんください。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計書につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。また、会計区分を8区分とし、広域会計区分を一般会計に包括した中で、事務の簡素合理化を図ることとし、一般会計のみの一会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

平成24年度事業報告書でございます。

次の2ページには目次、3ページには総括説明がございます。内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括的には、第5期地域福祉実践計画の第1期目を迎え、これまでの各種事業を継承し、地域福祉事業を継続実施し、各地域、各関係団体と連携を図りながら取り組みが進められています。

4ページの地域支え合いネットワークと地域支え合い体制づくりの推進では、「緊急情報キットかけはし」は計6地区、延べ267件の設置が行われました。きめ細かな介護保険サービス供給事業運営と新たな事業展開の取り組みでは、訪問介護事業所において利用者が減少し、厳しい運営が続く中、指定事業所加算の指定を継続し、質の高いサービスの提供を目指し、信頼される介護事業の確立に取り組まれました。

居宅介護支援事業では、介護支援専門員4名配置から、7月には3名体制となりましたが、事業所開設以来、初めて赤字から黒字経営に転じられています。

新たな事業展開への取り組みでは、道内各社協の実施状況を確認し、情報収集、運営形態を検討し、町との話し合いを行いました。

5ページの地域福祉計画と連携した「第5期地域福祉実践計画」の推進では、計画1期目の進捗状況を確認し、新規、継続含めて積極的に事業推進されました。

地域に密着したボランティア体制の整備と総合的福祉サービスの充実では、ボランティア登録者は個人14人と8団体の計125人となり、社協各種事業への参加や協力につながりました。

小学生対象の福祉体験学習に延べ72人、ボランティア要請研修には一般町民23人の参加がありました。

ファミリーサポート事業は21人の登録となり、説明講習会は4回開催、会員相互による交流会が開催されています。

また、災害ボランティアセンター設置、運営マニュアルを策定し、北海道社会福祉協議会との災害救助かつ災害救援活動の支援に関する協定の準備が行われています。

その間、釧路市を開催地としたボランティアアイランド北海道には実行委員として参加されています。

6ページの財政基盤の確立と社会福祉法人新会計基準移行の取り組みでは、会員と会費の状況では、人口減少に伴い一般会員の減少が続いていますが、特別会員の新規加入の促進に努められました。

また、法人運営全体の的確な財務状況の把握と経営実態を正確に反映することを目的とした大幅な社会福祉法人の会計基準が変更されることになり、新会計のスムーズな移行をするため、研修会の参加や情報収集に努めています。

次の7ページから24ページにつきましては、平成24年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに、法人運営事業の内容であります。理事会評議員会等の開催の状況について記載し、8ページに部会の開催、9ページに各委員会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容です。

次に、10ページに会員と会費の状況、福祉団体等への助成内訳と広報活動の内容が記載されております。

福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として助け合いチーム事業の実施、11ページに地域福祉懇談会の開催、地区座談会の開催、緊急情報きつとかけはし配付事業、12ページに厚岸町地域支え合いネットワーク会議への参加、ノーマライゼーション普及事業として「ふらっとニコニコ広場2012」の実施、厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援、参加協力、高齢者福祉推進事業としてふれあい会食会の実施の内容を、13ページに共同募金協力事業として、赤い羽根共同募金歳末助け合い募金運動への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施、次に、受託事業はいずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、14ページに地区相談所の相談、支援件数、福祉中央相談所の開設、福祉相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について、15ページに介護予防普及啓発事業として、元気いきいき教室の実施内容が16ページにわたり記載、続いてハートコール事業となっております。

次に、大きな区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について、その事業内容説明と次ページにわたり利用状況となっております、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は前年比3%減の延べ1,008人となったところであります。

次には、職員研修の実施内容、18ページに感染対策委員会の開催について、19ページに障害福祉サービス事業の内容、利用状況となっております。

介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業については、事業内容、利用状況となっております、利用者の合計は前年比6.5%減の延べ1,202人となっております。

20ページに職員研修の実施の内容、21ページはケース検討会議の実施状況となっております。

続いて、ボランティアセンター運営事業の内容では、地域ボランティア活動等の発掘、推進、ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティアの育成発掘、実践者講座の充実、22ページに福祉教育ボランティア普及活動学校助成事業、ボランティア愛ランド北海道2012 in くしろの関係、ボランティア情報誌の発行、ファミリーサポート事業は23ページにわたる記載、続いて釧路地区ボランティア活動推進会議等への出席内容です。

福祉センター運営事業では、利用状況などの内容が記載されています。

24ページの資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、25ページからは、平成24年度決算報告書であります。

27ページをお開き願います。

平成24年度一般会計収支予算(資金収支計算書)【総括表】です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、計上活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の三つの区分で金の動きを把握するようになっております。計上活動による収支は、本来の事業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。

施設整備による収支は補助金や寄附金などによりどの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は借入金返済、預金、積立金等を把握するとともに、計上活動と施設整備を含めた全体を把握します。

30ページから36ページが予算内訳表、37ページから43ページが決算内訳表となっており、事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について一般会計全般にわたる収入、支出の内容がわかりやすいようにと社協独自の様式で作成されているものです。

37ページをお開き願います。

一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。

決算の内容となります。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営にかかる決算であります。収入の主なものは町からの補助金、3,118万4,170円であり、支出の主なものは人件費となっております。

続いて、福祉推進事業で内訳として小地域ネットワーク事業、38ページにノーマライゼーション普及事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、社会福祉推進事業については、平成24年ではございませんでした。

39ページの受託事業は、厚岸町からの受託事業で外出支援サービス事業、福祉サービス運行管理事業、福祉相談事業、40ページに生活管理指導員派遣事業、介護予防普及啓発事業、ハートコール事業となっております。

次の、訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、41ページに障害制度における障害福祉サービス事業、介護員養成研修事業、42ページには居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉センター運営事業、資金貸付事業として43ページに生活福祉金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで、八つの事業区分にまとめ、その内容を記載しています。

27ページにお戻り願います。

平成24年度一般会計収支予算資金収支計算書ですが、決算額はB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が表の下から3行目に記載しています。当期資金収支差額合計は288万6,541円となっております。

前期繰越に相当する前期末支払い資金残高を加えることにより、当期末支払い資金残高は3,271万8,683円となった内容です。

次に、44ページをお開き願います。

平成24年度一般会計事業活動収支計算書総括表で、損益計算書に相当するもので、46ページから52ページまでの事業ごとの内訳表を集約した内容となっております。

44ページでございますが、決算額はA欄となります。なお、表の摘要欄に米印の17から35までの数字が賦されているものは、45ページにその概要説明が記載されていますので、参考にしてください。

次に、53ページは、平成25年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。

まず、左側資産の部の一番下の欄の資産部合計、8億1,390万206円につきましては、右側上の負債の部合計1億1,274万4,704円に、下の純資産の部合計7億115万5,502円を加えた額が最下段の負債及び純資産の部合計8億1,390万206円の貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの27ページの収支予算、資金収支計算書の当期末支払い資金残高3,271万8,683円につきましては、流動資産3,922万1,397円から流動負債650万2,714円を差し引い

た額と一致するものとなっております。

また、右側の純資産の部、下から5行目、次期繰り越し活動収支差額3億6,678万7,210円につきましては、44ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の一番下の次期繰り越し活動収支差額と一致するものでございます。

次に、54ページ、55ページは財産目録となっております、内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

56ページは社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成25年5月9日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、57ページからは平成25年度事業計画書でございます。

59ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。1、地域福祉ふれあい事業の充実と地域支え合い体制の推進、2、介護予防生活支援事業の促進と新たな介護保険サービス等の検討、3、地域事業ボランティアの育成と災害救援ボランティア体制づくり、4、資金貸付事業の充実と日常生活自立支援事業の推進、5、社協法人運営事業経営の安定、理解度を高める取り組みと福祉活動拠点の整備でございます。

60ページから62ページに事業実施経過としまして、具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

63ページからは、平成25年度資金収支予算書で、64ページは平成25年度一般会計収支予算書総括表でございます。

65ページから71ページまでは、平成25年度の一般会計収支予算総括一覧表となっております。

次に、72ページをお開き願います。

経理区分、法人運営事業から、90ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容につきましては、省略させていただきます。

それでは、64ページにお戻り願います。

平成25年度一般会計収支予算書(総括表)ですが、全ての事業の合計が記載されております。

一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から3行目の当期資金収支差額合計ゼロ円となっております、前年度当期の予算額ゼロ円と同額となっております。

最後に、最終ページの91ページでございます。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は、平成27年5月22日までとなっております。

以上、大変、簡単な説明でございますが、報告第5号につきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 お聞きしたいのが、受託金収入のところの実績というのがあるのですけれども、

福祉バスとかの回数とか、そういうものも大きく減っていると、これは13ページかな、受託事業ですね、財政支援サービスも254回、利用延べ回数が減って、また福祉バスも11日分減っているとかあるのですけれども、ただこの受託金のほうでいうと予算と決算が同じ数字というようになっているのです。この精査というものは年度内に行われないうのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今の外出支援サービス事業並びに福祉バス運行管理事業でございます。

この事業につきましては、まず職員1人相当がまず外出支援では必要であるということで、それと同じく福祉バスについても常時、運転手の配置といったことで、基本的に1名それぞれ1名というふうに人権費の算定を見させていただいております。

その他の消耗品等については、これは委託料の経費の増減という形で精算をさせていただきますけれども、この現状の委託契約の中では稼働数の増減によって人権費相当部分を増減するという取り扱いはしておりませんが、将来的にそういった稼働しない部分、そこら辺も加味するような委託料の算定のあり方について現在、双方検討をしているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうですね、やはり実際に使った額、使った回数とか、使ったものに対してやはりきちんと委託をしていくのだというような中では、精査というものがもっと必要ではないのかなというふうに思います。

そういった中で、25年の予算を見ると、例えば福祉バス事業だと、それでは金額が若干、下がっているのです、若干、上がっているのかな、325万1,000円が327万1,000円ということで、福祉バスだけだと2万円と、外出支援サービスのほうが逆ら落ちているのですけれども、これらの増減というものの主な要員はその担当する職員の給与状況、これが主な増減要因だと。あえてこの受託事業の内容が変わったことによる金額の増減というものはないのだというふうに理解してよろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 人権費以外につきましては消耗品といたしますか、そういったものでございます。

ほとんどが人権費部分なんですけれども、人権費そのものについての基本的な大きな増減、例えば福祉バスなんかについては、これは定額の職員でございますし、そういったものについては他の消耗品の部分でその年にかかるもの、かからないものという整理でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 わかりました。

一応、この受託事業の実績報告内容を資料として出していただきたいというふうに思います。どのような、町から出したものに対して、どういうものに使われているのかというのが、これだけだとちょっとわからないので、人権費が幾ら、消耗品が幾らということでの金額というものを出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時51分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけありません。

町のと社協の委託契約の関係にあるものですから、私1人の立場でちょっとお答えしていいのかどうかということについて、今、考えさせていただいたわけでございますけれども、きょうの内容について社協とも相談してお示しをさせていただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 福祉協議会のこの会費についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの課長の説明で経常活動にかかる収支については、もうその対応は町の補助金で賄っていますよというような説明であったように聞いたのですが、会費について一つは10ページの会員と会費の状況というところと、29ページの収支予算、これの数字がちょっとわからないので、どこに会費収入がぴたっと合うようになっているのか、説明をしていただきたいと思っております。

それから、この会費の考え方ですけれども、自治会割り当ての会費ですよね、一般会員というのは、それはこれは自治会でどういうお金の出し方をしているかわかりませんが、そういう実態をきちんと把握されたことがあるのか、担当で福祉協議会の担当者でない人に聞くのも変なのですけれども、だけでも議会には報告しなければならないという義務があるわけですから、そのありの状況をわかるのか、わからないのか、

ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、平成24年度の金額の関係でございますけれども、10ページには259万7,000円というふうに記載があります。

この決算では、27ページに総括表というのがありますけれども、これの一番上の決算額B欄、会費収入、これについては同額となっておりますが、そのほかで違うところがあればもう一度。

それから、会費の関係でございますけれども、社会福祉協議会ではこの会費というのが本当にこれしか収入源がないと、介護保険事業以外で、それから町からの補助金ということで、活動の基本がやはりここになるということで、ずっと長い間、一般会員につきましては特に地域の自治会様のほうにお願いを申し上げて、自治会さんのほうから納入をいただくと、そういうような方法をとられております。

これについては、先ほどの経営状況報告の中では町民の人口が減るという状況にあつて、自治会の加入者数というのですか、世帯数というのでしょうか、それも落ちてきているという現状だそうです

これで社協がそれぞれの個々に違うそれぞれに単価の違うお金を各自治会に求めておられませんので、同じ額をもってそれに世帯数を掛けるという形でこれまで長くお願いされているようでございますので、その世帯数が落ち込むと一般会費が落ち込むという内容で、その他の特別会員については、これらを何とか穴埋めしたいという関係でいろいろな企業様にいろいろな大変な中で申しわけない思いをして何とか福祉事業に対する理解をお願いしていると、こういったことで約、大体、急激な会費の落ち込みはない状況であります。おおよそ250万円、あるいは60万円台をこの4年間ほど維持をさせていただいているといったことでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 さっきのはわかりました。

それで、この会費の考え方なんですけれども、一般会員ということで収支の計画、あるいは決算等については社協が発行している広報紙で一応報告されていますよね、それでただそうはいってもこの社会福祉協議会というの誰のもので、誰がどういう人の意を受けてこの社会福祉協議会を運営しなければならないかということだと思ふのです。

そういうことを考えると、一般会員の普通一般会員というのは、あるいは会社等例えば一般法人等の一般社員だとか、そういういろいろありますけれども、そういう人たちの意向が反映される形で物事は運営していかなければならないのではないのかなというふうに思いますけれども、そういうことがどういう形で行われているのかと、私も自治会にずっとかかわってきていますけれども、自治会には会費の請求書は来ますけれども、ご意見をいただきたいとか、あるいはこういう場を設けたいのでぜひ参加してほしいのだとか、そういうのは私は一度も受け取ったことがないのですけれども、そのあ

たりでどういう考えで運営されているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 社会福祉協議会というその法人についての考え方とか、基本的な設置、根拠、目的等、それから現在行われている社協の活動にどのように一般の方々の意見が反映されているのかということのご質問というふうに承りました。

社会福祉協議会につきましては、地域、地方公共団体に必ず一つ以上置かなければならないということで、社会福祉法という法律に規定されている社会福祉法人であります。

社会福祉法が法律と変わる前は社会福祉事業法というふうに定められておりましたが、これが社会福祉法に変わった時点において、社会福祉協議会の位置づけが地域福祉の担い手ということでの法律の位置づけでございます。

この社会福祉法に基づいて、この社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が運営をしているということでもあります。

この福祉、社会福祉全般というのは非常に広いわけでございますけれども、厚岸の社会福祉協議会でやっているのは介護保険だとか、障害福祉サービス、そういった公的な制度のものも事業者としてやっておりますが、それにとどまらず特に行政と同意の上の役割分担というのははっきりとしたもの、ここはこうというのがないのですが、行政は一般的な制度の運営というのでしょうか、そういったものが現状では「あみか」のほうで行わせていただいていると。

そういったすきまというのでしょうか、行政の手の及ばないところ、あるいは社会福祉協議会の強みというのでしょうか、地域の方との結びつきが強いというところ、そういったところを柔軟性がある、法律に縛られない制度運営ができるということで、そういった町が行わないような福祉事業がさまざまといいますかございます。

その事業を何とか町民に知っていただきたいという思いで、「シャッキー」という広報をつくっております、その広報では年6回でしたか、やっているのですけれども、それからは社協のミニ便りだとかやっているのですけれども、これを各ご家庭にお届けをさせていただいていると。

それから、会費のお願いに当たっては、この広報のコピーをつけて、このように経営状況報告がこうであるとか、こういった主な概要はつけて確かご依頼していたのでなかったかなというふうに記憶しております。

そんなことで、やったことは報告するのですが、ではそれをどうやって意見を吸い上げる期間ですけれども、これは社会福祉法人としてしなければならない評議委員会、これが社会福祉法人の最高議決機関になるわけでありましてけれども、この評議委員会に町民の方々に賛同いただく、これは社協理事会のほうで評議委員会の方の選考を行うはずでございます。そういった中で僕が自治会のほうにお願いするなり、個々に当たるなどして評議員になっていただく、そこで評議委員会というのは本当に細かなところまで十分検討するという協議の場ではないですけれども、例えばイベントやるだとか、それこそ会費をこれから変更しようだとか、ちょっと下げようだとか、そういったことについては評議会でも多分、重要な事項というふうになるのだと思うのですけれども、そういつ

たことについての意見を吸い上げる組織としては、法律的に求められております。

そういった中で、まず評議委員会があるということと、それからいろいろな事業に参加していただいた中で、社協の職員がそれぞれに個々の状況をそれとなく聞き出すというのでしょうか、そういったことでやっているようでございます。

ですから、広報についてはそれで十分かという、必ずしもあれですけども、そういった活動の報告は実際に行っているかと、あとは町民の意見が実際どう回っているか見えないだけで、組織としては十分な機能を果たしているのではないかなというふうには考えております。

- 議長（音喜多議員） 10番議員さんの3回目の質問は午後から再開したいと思います。
昼食のため、休憩いたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。
10番、谷口議員の3回目の質問から始めます。
10番。

- 谷口議員 今、説明受けたのですけれども、それぞれの自治会が会費の中でそれぞれ事業を進めているのですけれども、今、自治会の割り当て会費みたいなのが、この強制ではないとはいいながらも、結果的にそういう会費が結構あるのですよね。そういうことを考えると、やはりほかの会は結構、自治会の役員、あるいは担当者がかかわる機会があるのですけれども、この福祉協議会については選抜された人だけしかかかわることができない仕組みに今はなっているわけですから、それにはもう少し認識といたらいいかどうかわかりませんが、各地域の声だとか、そういうものを十分反映できるようなものにしていただきたいなど。

先ほどの課長のお話がありましたけれども、役場でできない、そういうことをさらにきめ細かく事業を進めるといふ点では非常に貢献している組織でありますから、そのあたりは十分、理解するわけでありましてけれども、今後、さらに地域に本当に信頼をされる、そういう組織でさらに発展するように私は思いながら伺っているのですけれども、そういう点では今後どうされるかお伺いいたします。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） まず、会費の件ですけれども、やはり自治会さんのほうにお願いをしている状況については、自治会費だけではなくてほかの団体からのほうの要請もやはり現状は自治会さんのほうにお願いしているのが現状だということ、それは重

々、承知しておりますので、この辺を含めて社協のほうにお伝えさせていただいて、会費のある方であるかだとか、そういったことについてちょっとお話をお伝えしたいなというふうに思います。

それから2点目ですけれども、町民のかかわりという部分では、先ほどの評議委員会ということでもありますけれども、全部の自治会ではございませんけれども、大体半分までいくのでしょうか、結構な自治会さんのほうが入っております。

そういった自治会さんのほうにお願いするのは、必ずしも自治会長さんとかとそういう方たちだけではなくて、福祉部長さんだとか、副会長さんであるだとか、さまざまありますけれども、やはりそれが社協の事業が当然、連帯の自治会、あるいは地域の代表として来ていただいている関係で、それは持ち帰ってどのような報告ができるかだとか、そのようなこともお伝えをしていきたいなというふうに思います。

それから、最後に今、信頼される社協ということにつきましては、これはずっとこのテーマを掲げて事業を進めているところでございます。より一層、町民の声に応えられる形にさせていただきたいということをお伝えを申し上げたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第12、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程をいただきました、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであり、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書により説明をいたしますので、ごらん願います。

まず、1ページからは、第20期の営業報告書で平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。総括事項であります、内容を読み上げます。

国内では、東日本大震災からの復興の中、これまで停滞していた北海道の観光動向にも若干の動きが見え始め、また被災したカキ養殖施設もほぼ復旧をし、不安定であったカキ全般の仕入れは徐々に安定を取り戻しつつあります。

営業面では、これまで継続してきた食を柱とした戦略が評価され、飲食部門であるレストランの売上高は過去最高となる7,010万4,000円となり、旅行業者関係の取り扱いも

過去最高となる1万914名の実績を残すことができました。

要因としては、道東観光を經由した航空機材の大型化や北海道ディズニーションキャンペーンによるJR花咲線、「快速北太平洋花と湿原号」やツインクルバス「霧多布号」などの誘客素材が上げられ、個人型及び団体利用の好調の陰にはこれまでの営業戦略である広域観光型観光推進のプロモーションが上げられます。

特に、団体利用においては、新メニュー「バケツ牡蠣・えもん蒸し」を企画展開してきた炭焼き炙屋の夜型の食事提案が高く評価され、売上高は8,888万9,000円となり、低迷していた部門の再構築がなされることとなり、関連する各部門への起爆剤的効果をもたらし、新商品等の開発や売り上げ増加の要因となりました。

これにより、入館者数は21万3,230名となり、純売上高においても2億5,306万5,000円と大きく増加することができました。

また、毎年実施されている2013年の旅行雑誌、北海道じゃらんによる道の駅満足度調査グルメ部門では、3年連続の1位に輝き、食を掲げたテーマパークとして話題の絶えない飛躍の年となりました。

以上が総括事項であります。

次に、総務事項についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、株式の状況や役員、従業員数の状況など内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの月別入館者状況であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度間合計数では一般入館者が20万2,316人、旅行業者関係の入館者が1万914人で、合わせて21万3,230人の入館者総数で、前期との比較では114.43%となっております。

次に、5ページからは収支決算書についてであります。

6ページをごらん願います。

まず、貸借対照表であります。資産の部では流動資産は6,937万1,687円、固定資産は53万9,554円、資産合計では6,991万1,241円であり、前期との比較において14.3%の増となっております。

負債の部では、流動負債が1,573万1,451円で、前期との対比では10.4%の増であります。

固定負債については、前期同様ありません。

純資産の部では、株式資本の額が5,417万9,790円で、前期との比較では15.6%の増となっております。

利益剰余金はマイナスとなっていることから、欠損金となりますが1,082万210円と前期との比較で40.3%減少しております。

次に、7ページは財産目録であります。内容は記載のとおりであります。

8ページをごらんください。損益計算書であります。

売上高科目のうち、純売上高は2億5,306万4,991円で、前期との対比では27.4%の増であり、これに指定管理費等収入を加えた売上高は2億7,790万5,326円となり、この前期との比較では24.6%の増となっております。

売上原価は1億3,907万2,064円で、前期のとの比較で24.6%増であり、売上利益においては1億3,883万3,262円、前期との対比で24.5%の増となっております。

一方、経費であります。販売費及び一般管理費は1億3,478万147円で、次の9ページにその内訳を示しておりますが、これを前期と対比しますと11.9%の増となっております。この結果、営業利益は405万3,115円となっております。

これに営業外収益の345万543円を加え、また営業外費用の5,917円を引いた経常利益は749万7,741円となり、この結果、法人税などを差し引いた当期の純利益は729万1,742円となっております。

この利益の処理につきましては、13ページにお示ししておりますが、前期からの繰越損失に充当し、当期未処理となる1,082万210円が次期繰り越し損失として処理されております。

戻りまして、10ページは株主資本等変動計算書であります。

当期純利益の729万1,741円の計上により、純資産の合計の当期末残高は5,417万9,790円となっております。

11ページでは、個別注記表であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは監査報告書であります。

次に、14ページですが部門別収支決算書であります。一番下の行にはそれぞれ部門ごとの経常利益の額が記載されており、これを前期との対比で口頭で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値の8.6%増加しておりますが、レストラン部門では前期との対比で87.1%の増、魚介市場部門では619.1%の増、喫茶部門では40.0%の増、展示・販売部門では25.6%の増となっております。

15ページからは、平成25年度の第21期の営業活動計画についてであります。

16ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度営業活動計画でございます。営業の概要について読み上げます。

東日本大震災以降停滞していた北海道への旅行動向に回復した兆しが見られ、釧路東京羽田線にはエア・ドゥが3月に就航し、また夏期間には釧路名古屋小牧線のチャーター便33往復が設定されるなど、道東地域においては観光動向に追い風を感じ、期待が高まります。

そのため、今後においても広域連携型観光のプロモーションが必要とされ、継続した誘客促進に努めます。

また、既存する体験型観光の徹底した安全管理とガイドの育成に努め、地域に存在する自然環境を特色とする修学旅行メニューの開発に努めます。

平成24年度の営業の検証と、今後、求められている課題を分析し、特色ある充実した観光施設を目指し、さらには防災拠点としての管理運営においてもより明確にした危機管理体制を図り、災害に強い町の総合観光施設を目指しますとしております。

その上で、当期の計画では12項目に分ける実施項目を掲げて取り組む方針を記載しております。

まず一つ目として、社員の意識改革、2として町民利用の拡大、3として開設20周年事業の開催、4として修学旅行誘致の強化、5として観光誘客宣伝事業、6として施設管理の強化、7として総合観光案内所の充実、8として道の駅連携と物産交流プロジェクト、9として催事物産販売プロジェクト、10として地域グルメ事業の推進、11として

キャラクター効果の充実、最後に12として防災拠点に対する危機管理の強化という内容のものとなってございます。

詳細については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、19ページは、平成25年度第21期の部門別収支計画書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ各部門ごとに計画の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の0.4%増となる2億5,400万円を見込み、売上原価で1億3,865万円、売上利益では1億4,033万9,253円、前期実績との対比では1.1%の増と見込んでおります。

また、経費合計では前期実績との比較で2.1%増の1億3,758万5,000円を見込んで計上しております。

この結果、当期の経常利益は595万4,253円を見込む計画となっております。

以上、経営状況説明書の内容説明ですが、このほかお手元には補足資料としまして株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と平成24年度第20期の部門別収支決算を計画額と比較した表をお配りしておりますので参考としてください。

以上、大変、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第13、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、12番、室崎議員の一般質問を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 さきに提出いたしました、一般質問通告書により一般質問を行います。

1点目は、防災についてであります。

まず1として、毎年行われている防災避難訓練への町民の参加についてであります。一般住民の参加率はどの程度か、上記の数字が唯一ではないものの、一般住民の参加率は厚岸町民の防災意識の高低をあらわす指標になるのではないかと。

2として、防災意識の啓発、高揚についてであります。

町民の防災意識を啓発し、高揚するため町は何を行い、どのような効果を上げてきた

か。町民の防災意識を啓発し、高揚するため、今後、町はどのようなことを行っていくのか、それが第1点であります。

2問目といたしまして、監査委員制度についてお聞きいたします。

監査委員は独立の機関として、町行政の公正で合理的かつ効率的運営の確保のため、監査を実施するとされております。その職務の重要性にかんがみ、どのような方針をもって職務を行っているのか、新代表監査委員の豊富を含めてご説明いただきたい。

以上が、一般質問の内容であります。

よろしくお願いたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災についてのうち、初めに毎年行われている防災避難訓練への町民の参加について、一般住民の参加率はどの程度かについてであります。避難訓練を柱とする厚岸町防災訓練は平成5年1月の釧路沖地震に始まり、平成6年10月の北海道東方沖地震、平成7年1月の阪神淡路大震災と大地震が続けて発生し、特に厚岸町において北海道東方沖地震のときに発表された津波警報が解除されるまで7時間10分という異例の長時間に及んだことを踏まえ、厚岸町地域防災計画に定める津波時の緊急避難場所を地区ごとに47カ所指定したことに伴い、平成7年から翌年の平成8年を除き、毎年実施してきており、昨年で17回目を数えます。

訓練の参加率については、平成7年から13年までの避難対象者数を1万人とした場合、平成7年第1回目の訓練が16.6%、9年が7.2%、10年が6.6%、11年が5.3%、12年が5.5%、13年が4%と年々参加率が減少してきたため、14年から学校や保育所、幼稚園の協力のもと、授業などにおいて児童生徒が参加できるよう、実施日を日曜日から平日に、実施時間を午前11時に変更することにいたしました。

このことにより、同年の参加率は22.5%となり、それ以降21年まで16年の23.4%を最高値として毎年15%を超える参加率でありました。

その後、北海道開発局との共催で土曜日に実施した22年を除き、23年と昨年は家族が一緒になって避難行動をとれるよう、また多くの町民の皆さんが参加できるよう昆布漁終了後の最初の日曜日、家族が出掛ける前の午前7時30分に実施しております。

しかし、参加率は伸びず22年が4.2%と23年が7%、24年が8.2%となっております。

また、一般住民の参加率は厚岸町民の防災意識の高低をあらわす指標になるのではないかとありますが、全くもってご質問者のおおりで、避難訓練の参加率は町民の防災意識の高低をあらわす指標となるものであります。

しかし、前段で申し上げたとおり、ここ3年の参加率は少しずつ伸びてきているとはいえ、浜中町の避難訓練の数値と比較すると明らかに低い数値を示しており、東日本大震災時の避難率を見ても本町にとって町民の防災意識、特に津波に対する避難意識の向上は大きな課題となっております。

次に、防災意識の啓発、高揚について、町民の防災意識を啓発し、高揚するため町は何を行い、どのような効果を上げてきたについてであります。これまでに町が行ってきた取り

組みとしては、前段で申し上げた平成8年を除き平成7年から継続して実施してきている避難訓練を柱とする防災訓練、これにあわせて毎年行っている広報あつけしによる啓発記事の掲載、近年では23年から開催している防災講演会、本年3月を含め、これまでに3回改訂している津波ハザードマップ及び地震津波災害から身を守るための資料の配付、まちづくり懇談会における500年感覚地震に関する住民説明、昨年、改訂された津波浸水予測図に関する説明会、エリアメールの緊急速報メールの導入、住民の避難を促すための津波警報発表時における職員の防災拠点施設への即時移動に関する広報掲載による周知、町道や主要施設への海拔表示版の設置などを行ってきております。

また、教育委員会においては、東日本大震災以後、学校における防災教育の充実に向けた取り組みとして、防災に関する事業や避難訓練、普通救命講習を実施するとともに、昨年は防災キャンプを実施しております。

避難訓練の参加率を見まして、その取り組みの効果が目に見えて大きく高まっているとは言えませんが、自治会や各団体などからの地震、津波防災に関する講義の依頼などもあったことを見ても、少しずつ町民の意識は高まっているものと考えております。

また、町民の防災意識を啓発し高揚するため、今後、町はどのようなことを行っていくのかについてであります。前段で申し上げた防災講演会と防災訓練については、これからも継続して行ってまいりたいと考えております。

また、教育委員会においては、今年度も防災キャンプ事業を実施することとしておりますし、このたびの補正予算に計上させていただいておりますが、今年度からの新たな事業として防災標語の募集を行うこととしております。

いずれにしても、町民の防災意識、特に津波に対する避難意識は簡単に向上するものではないと認識しておりますが、今後とも粘り強くこれらの事業に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の監査委員制度については、代表監査委員からお答えをいたします。

●議長（音喜多議員） 黒田監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） この4月1日付で厚岸町監査委員を拝命をいたしました黒田でございます。厚岸町議会議員の皆様方には先の3月定例議会におきまして監査委員のご同意とご承認を賜り、遅ればせながらこの場を失礼だとは思いますがおかりして厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

私、兼ねてより尊敬する今村前代表監査に比して人格的にも、あるいは能力的にもはるかに、はるかに及ばないことは明白でございますが、私なりに、私なりの立場から努力惜しまずお与えをいただいたこの重責をしっかりと果たしてまいる覚悟でございますので、どうかどうか議員皆様におかれましては、今後とも従来に増して厳しくも、なおかつ温かいご指導とご鞭撻、心よりお願いを申し上げます。

それでは、このご質問と、さらには貴重なこの機会をお与えをいただきましたご質問者の室崎議員に感謝の意を心から表しつつ、一般質問の2点目にお答えさせていただきましたと思います。

監査委員制度は、主として地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体

の経営にかかる事業の管理を監査するために、地方自治体に必置される執行機関であります。ご質問者ご指摘のとおり、各種の検査、審査、監査を行うに当たって、その権限行為について、上級機関からの指揮命令は受けず、町長からも独立して職務権限を行使する行政委員会でございます。

町民主権の民主的自治体運営にとって、立法権を有する議会はもちろんのことでございますが、行政執行内部の監査やチェック、これは非常に重要でございます。毎年度当初に厚岸町監査計画なるものを立て、それに沿って各種監査を実施するわけでございますが、これまたご質問者ご指摘のとおり、公正で合理的かつ能率的な町行政運営を確保するために、違法、不法の指摘にとどまらず、監査指導に重点を置くとともに、それらの各種事務事業が適切な規模や内容をもって効率的に運営をされ、その事業目的を達成しているかについても十分に留意して、各種監査を実施してまいりたいと、かように考えておりますので、どうか趣旨ご理解を賜り、今後とものご指導を切にお願いをするゆえんでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず1件目から入りますが、今、町長の答弁の中でいみじくもおっしゃったように、この防災意識の高揚というのは大変、難しいものなのですよ。防災意識を高めてくださいというと、ぱっと上がるものでは決してない、相当に粘り強くまた町としてエネルギーを使っていかなければならないものだというふうに考えています。

防災意識って何なのかということですよ、そうするとまず津波に限定して言いますが、一人一人が一刻も早く高台へという意識を常日ごろきちんと持つということでしょうね、それから命を諦めないということ、そして具体的にはいざというとき24時間、どうやって生き延びるか、そして3日間をどうしのぐか、そうすれば大体いろいろな団体、行政を中心としてですが、そこが手を差し伸べてくれる時間に間に合うということだと思うのです。

それを自分はどうするかということ具体的に常日ごろ意識して持つていく、これが防災意識だと思います。これに反するといいますか、対する言葉はよく聞くですよ、逃げろと言ってもどうにもならないだろう、逃げてみたってどうにもならないだろうと、いやそんな無理するより、誰かが何かしてくれるのではないかと、これはひっくり返してというと助けてちょうだいというサインかもしれないのです。

そういう中で、この町民一人一人の防災意識を高めていくことがきちんとできれば、いろいろな問題について、町民から意見がどんどん出てくると思います。それを吸収していろいろな対策を立てていけるのだらうと思うのです。

それで、まずお聞きしますが、今回の答弁で私あえて一般住民の参加率というふうにしておきました。ここでは学校を入れたり、いろいろなものを入れているので、そういう団体を入れるとその分は一般住民ではないですよ。だからあえて一般住民と言っておいたのです。それでも、そういうものを全部足してもこんなに低いということなのでしょうね。

それで、この防災意識を高めるために必死の努力をしている、いわゆるフロントラン

ナーと呼ばれる町が幾つかありますよね、そういう事例については調査していますか。まず、しているかしていないかだけ。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 特にこの東日本大震災以降につきましては、各そのようなこれまでの釜石を筆頭にして、その避難意識を高めて、高い地域についての取り組み等々についてはできる範囲で担当課の中で調べているつもりではありますけれども、それらも含めて今回、新しい取り組みとして防災標語というものをちょっと考えてみたところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 フロントランナーと言われるいろいろな町の調査をした結果出てきたのが防災標語ですか。

ちょっと申しますよ、私のほうでちょっと調べてみただけでこんのがあります、ある町なのですが。ここでは逃げてもうどうにもならないよという不安をまず要素分解したと、そうしたら避難だとか、医療だとか、あるいはその介護だとかというふういろいろな要素に分解されてくるわけです。それをまた細かく分けていくわけですね。例えば、避難というときには情報伝達、自力避難困難者への対応というふうにもまた分けていくのです。それ一つ一つに政策をぶつけていく、そういう作業をしていく。細かく分けることによって対応が可能になってくる、漠然とした不安には対応できないと、こういうことですね。

それからまた、全職員に地域を割り振った、これは細かく地域を分けて、全職員に一人一人張りつけにしたのですね、これもある町のように。避難道や避難路の再点検を行っている、それで既設のものの欠陥、もし新設するとしたらどこに、どうつけたらいいか、それを細かく分けた一つ一つら職員が1人張りついて、絶えず自分の受け持ちのところを見守って問題点をカードにして出したと、そういう作業をやっているところもあります。

地域との話し合い、こういうようなカードも使うのでしょうか、恐らく。これをやってワークショップと言っているのですが対話集会でしょう。これをある町では年200回やっている。その300ぐらいに地区を分けているのですね、そうすると1件が10件とか20件とか、ごく小さいものになります。

そこでもって何をやっているかということ、避難カルテというものをつくっている。1件1件ごとに家族構成、一人一人がどう逃げるかというのを、そこの家の人を書いて持ってくる、そしてその対話集会でそういうものを出して、お互いに検討する、非常におもしろいというか、具体的で効果のあるやり方だなと思いました。

例えば、我が家にこれを置きかえて考えてみます。今、情報館の脇に踏切ができると、避難用の通路ができるというような話があります。でも我が家では、あそこまでぐるっと回っていたのでは、物の役に立ちません。

それで、やはり町内というような大きな立場から考えると真栄、宮園地区、その避難

の通路ができたというような話になるのかもしれない、だけれども今、私の住んでいるところのご近所の人たちとも話をするなら真っ直ぐ、昔の機関庫の前を歩いて上に行くことができたならねということになってしまいます。

そういうふうに、何とか自治会というのが一つあって、そこで話をしても右端と左端では全然条件は違ったりするわけです、細かく分けていく必要があると思うのです。あるいは、細かく分けている必要があると思うのです。あるいは、こういう話も聞いています、これは全く別の地域なのですが、避難場所があるのだけれども、そこに行くに自分の高いところから一遍、低いところにおりて、それから行かなければならない、それなら自分の高いところの裏山に逃げられないのというようなことを言う人もいます。そういうふうに、その家その家によって全部条件違うと考えるべきなのですよ。そういうところは何か所が聞いています。

こういう具体的なことをやろうというような検討、そういうものはないのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 今、ご質問、議員のほうからいろいろと具体的、個々具体的な内容について申し上げていただきました。非常に参考になることも含めて、今現在、この具体的な部分まで、実を言いますといろいろな自治体の調査等々、情報収集もしておりますけれども、ここまでのものを私どもまだ持ってはおりません。

今回の昨年の説明会で行ったときにも、いろいろな自治会の方々からこの場所に逃げれば私は近いのですよねというご意見もいただいております。そのときには、その自治会ごとにそこにもし、そこが一番近くて安全だというのであれば、そこに逃げてくださいということも申し上げました。

それら細かい部分、全職員の意識改革も必要になってくるかと思えます。そのために行うには、その地区ごとにどのように分けたいかということも、多少の時間はかかるかと思えますけれども、今、議員のほうから言われました内容について、少しでも近づいていけるような形で今後、これら防災意識を高めるための施策を進めていければというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 人の町の事例ばかり話していてもしょうがないのです。どう取り込むかですよ。

それで、今のような事例を私、新聞記事とネットだけでもって見ているのです。専門家であるあなたたちがいろいろな自治体の調査をしていて、そういうものが全然わからない、不思議ですよ。それはいいとして、防災組織を各地区でつくっていただいておりますという話は随分聞いています。今、何%ぐらいできたのですか。大ざっぱでもいいです、細かく要らないです。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 現在の自主防災組織の組織率でございますけれども、32自治会中、23自治会、71.9%という組織率となっております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 ネット何かで全国の状況がいろいろなホームページで出ています。消防庁のほうから始まって、ざあっといろいろ出ています。

そういうのを見ましても、全国レベルになるというと北海道の端よりは中南海地震だとか、そういうようなものが中心になってくるようですが、何%という話は出ていまして、厚岸町の70何%というのは、これは大変、高い分野になるのでしょうか。そんな意味では私、評価しています。

ただ、この前ちょっと自治会長さんたちがたくさんいらっしゃるような会議がありまして、そこで雑談の中に出てきたいわば本音というか、そういうのを見ていますと、町のほうでつくってくれというからつくったのだが、要するに紙のりで張りつけただけで実際は動いていないのだとか、あるいは、ではつくってみたものの具体的に何やったらいいかわからないと、そういう意識の話が随分聞こえました。

それで、これは町内でその70何%できた防災組織というものの活動実態、そういうものについては把握していますか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 活動実態についてでございますけれども、実際のところ個々聞いているわけではございません。何カ所か昨年の防災訓練において車いすを使ったですとか、そのような実例は聞いておりますけれども、実際のところまだ個々に調査してはいない状況でございます。申しわけございません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そういう答弁が出た後、こういうことを聞くのは失礼だと思うのだけれども、皆さん、何をどうやるかとことで悩んでいるのです。そういうことで、先ほど言いましたよね、具体的な自分の家からどうやって逃げるのだというような話を町の専門家とも話し合いたいのですよ。もう既に100回とか200回とか、そういうところへ行ってみてやりましたというのだったらわかりますよ。でも、今聞いたら防災訓練のときに何カ所かでちょこっと聞いたというような話では、これは紙の上の防災に過ぎないのではないですか。

紙の上に、何ぼ立派な防災組織つくっても、いざというときには役に立ちませんよ。部長がこうで、何とか係がこうだと、そんなものは幾らでもつくれます。防災組織雛型というのはネット上にもありますから、企画から見たら全部載っていますから、それにぽんぽんと例えば私の自治会で会長の名前だとか、副会長の名前をぽんぽんと入れればできてしまう。でも、そんなものではどうにもならないですよ。

だから、やはりどう実際に動かすかという観点から、そしてそれは決して地域への丸投げではないのです。町がやはり入って行って、そしてどうしよう、こうしようという話を一緒になってやらない限り住民だけでは動けないです。そのあたり、どうお考えですか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、自主防災組織の関係の中での防災のあり方とご指摘があったわけであります。

先ほど、71.9%といたしますのは、自治会全体の山も海も、とりあえず沿岸部だけをいたしますと80%、もう防災組織がされております。

いろいろと担当いたしております町民課からも自治会連合会等に行ってる防災組織はこういう方向でつくってください、またこういう組織にしていっていただきたいということでお願いをいたしておるようでありますが、しからばその後、実態活動どのようになっているのかということが把握されておられないということでありますが、まずはこのことについてはやはりつくった、それを実際にいざという場合に役立つものでなければならぬ、これは当然なことでもあります。

今後、実態を把握しながら、さらに防災組織の強化を図ってまいりたいと、そのように考えます。

また、私自体も今回の選挙の4選に迎えて大きくは7項目、先ほど挨拶させていただきました。そのうちで、最も重要な課題として上げているのが、この防災・減災対策であります。端的に言いますと、犠牲者を1人も出さない、そういう意気込みで頑張りたいと、そのように考えております。

どうかそういう意味におきましても、今回の避難、そしてまた訓練の中における参加率が大変低いと、まことに残念に思います。

しかし、私は気持ちは防災意識を心では持っている人が多いのではないかと思います。特に、東日本大震災以来、あの怖さというものを身にしみて感じている、しかし海の町厚岸でもあります。ああいうことが起きないように願うことは願うわけでありますが、自然はそうではありません。

そういう意味で、参加率は低くても防災意識は私は高まっているという持ち方をしております。特に奔渡地あたりはそうであります。というその結果どうしてかといいますと、先ほども答弁をさせていただきましたが、実際、過去に大きな津波、地震があったにもかかわらず、厚岸町は地形的にそう被害がなかった、命が失うことが少なかったという意識がまだあるのではなかろうかと、そのように感じます。

そういう意味におきましては、いかなる場合におきましてもやはり命を大事にする、また行政は何ができるのかということを積極的に取り組みながら自助、共助、そしてまた公助、これを一体化した中で進めてまいりたいと、そういうように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 町長が第一に防災・減災を上げられている話、これからしようと思っていたのです。先取りをされてしまいました。

それで、今、町長の答弁の中で町は何をできるのかというお話をしていたのだけれども、大事な何ができるのかだと思ふのです。これはできないのだよということもはっきり言うべきです。

あの大きな津波が来て、今度、千年に一度の津波が来るのではないかと予想が変わったときに、町内で説明会をやりました。真栄町で2回やったのですよね。全部合わせて15人ぐらいしか来ないのですね、これだけ多くの人がいる中で。来た人の中から出た話の中で非常に象徴的だったのは、真冬に避難する、山の上に上がって寒い、心臓発作を起こしたと、どういうふうにして町立病院から駆けつけてくれますかと聞いたのです。

けども、町側がそれは無理ですよと、太平洋の真ん中でヨット1人で乗っていて心臓発作を起こしたようなものですよとは言わなかった。何とかできるかもしれないから、いろいろと検討してみようと思ふというふうに分かるような話で終わってしまっている。それではだめですね。そういうときはできないのですということは、はっきり言わなければだめ、24時間は自分で生き抜いてください、3日間は自分でしのいでください。そのために3日分の水と食料を自分で用意してください、町側の町職員が水の中を泳いで、乾パンと水を届けるなんていうことは不可能ですよということをはっきり言うべきです。そういうことも非常に大事だと思いますので、その点もお願いしておきます。

それで最後になりますが、ディグというのが今、随分とあちこちで行われるようになってきています。厚岸町でもそれについての調査はしていますか。しているか、していないかで結構です。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 確か昨年の第4回の定例会におきましても、議員のご質問にお答えをさせていただいたときに、町内部に消防等々については即時の援助、救助はできないということをお答弁の中で言わせていただきました。このことについては、さらに町民の皆さんにお伝えをしていきたいと、できることは何なのか、できないことは何なのかということもお伝えをしていきたいというふうに考えております。

D I G訓練についてであります、まだ厚岸町では一度も行っておりません。これは今、特に北海道が中心となって各管内の各町でも行っております。できれば、それら専門家を呼んで厚岸町でも一度、どこかの地区を限定して行いたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これは正式のD I Gはこうで、略式のD I Gはこうなのだというものはないらしいですね。D I GというのはDisaster Imagination Gameの略だと、災害創造力ゲームという言葉だそうです。

要するに何をやるかという地図を使って、そしてみんなでもってわいわい言いながら

というもおかしいのだけれども、その地図にわかることをずんずん書き込んでいくと、自分の家から逃げるときに、ここにはこんな障害物があるとか、ここは倒れそうだから地震のときは危ないよとか、そんなことをみんなで書き込んでいくというような一つの今のワークショップというのですか、対話集会みたいなものですね。そういうようなことをどんどんあちこちで進めているのです。

初級から中級、高級というふうにだんだんあるでしょう、当然。ごく初級のものというのは、これは誰でもできるような話のようです。これはぜひ、こういう具体的なものを取り入れてほしいのです。

先ほど、幾つかの町のもをちょっと引っ張り上げて私やってみました、結局DIGをやっているのですよね、みんな。当人が意識しているかどうかは別として、DIGだといってやっているかどうかは別としてやっているのですよ。

要するに、ぐらっときた、津波が来るぞ、自分の家から自分はどうやって逃げるの、それを具体的に一つ一つ出していくと、そういうことですね。

今、北海道がとおっしゃったけれども、ことしは何か札幌市が道庁の新人研修でもやっていますよね、テレビで出ていましたよね。北海道教育大学の教授でしたね、指導をしていたのは。

みんな朝、寝ているうちに地震が来た、すぐ役所まで駆けつけるということは言うのだそうです、札幌で。では、起きたときにあなたのマンション、何階に住んでいて、そこからどうやって下までおりて、そこからどうやって歩いて行くの、自動車に乗っていくの、自転車で行くのと、一つ一つやっていくと次から次と困難が出てくるそうです。それがDIGの考え方だそうです。

ぜひ、こういうものを早急に取り入れて職員、そして地域の皆さんにこういうものをどんどんと進めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） うちの担当職員も釧路市で行った、数度にわたって行ったDIGの会議に何度か参加をさせていただいていますので、これら道と、また道の危機対策のほうの担当と協議をしながら早いうちに、また町民課とも連携しながらこのDIG訓練を行えるよう取り組んでいきたいと思えます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これも私の要請なのですが、防災というと総務課防災係の人が訓練を受ければいい、住民におろすのだったら町民課の人が一緒にやればいいではだめだと思うのです。これは全職員やらなければだめです。

みんながそういう意識を持たなければだめですよということをお願いしたい、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から職員全体の問題でありますので、お答えをさせていただきます。

全くそのとおりでございます。係だけが認識を持っているというものではありません。やはり、初動態勢なりいざという場合、避難所へ配置されるとか、ほとんど町職員が配置されるわけございまして、当然、今、指摘されたとおりであります。その点、心得てさらに職員内部の防災意識の高揚、これを徹底してまいりたいと。

それと同時に昨年、総務係が防災担当しておりまして、明確に総務防災係というものを設置をさせていただいたところでございます。しかし、私といたしましては、3・11以来はもちろんであります、今回のもろもろのことを考えますと、さらにそれを強固な組織にしなければならぬと、そのように考えております。

これはいつの段階になるか、できれば10月ごろの1日ごろから進めることも大事かなというふうに関現在、私の考えでおるわけでありまして、4期目に向かってしっかりと防災・減災対策を講じてまいりたい、そのように考えております。

なぜかといいますと、室崎議員も既にご承知のことと思います。私も本当にびっくりいたしております。といいますのは、昨年の12月21日に国の、政府の地震調査委員会が発表いたしました。30年以内に震度6弱ないし、それを上回る地震が起きる確率です。何と、厚岸町は57.45%なのです。根室では65%、釧路では47%、これが専門家の発表なのです。本当に信じたくないほどびっくりしています、しかしそれは現実です。

このようなことを考えながら、犠牲者を1人も出さないという気持ちで防災・減災対策を講じてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願いいいたします。それでは2点目に移ります。

代表監査委員さんの答弁は非常に簡にして潔といいますと、意を得ているかどうかわかりませんが短いものであると。私のほうからいろいろ聞かなければならないのかなと、そのように思っておりますのでよろしくお願ひしたいのですが、監査委員制度というのは自治法の195条でしたか、そのところに設置が記載されています。

この監査委員制度というものの趣旨といいますか、まずそれをお聞きしたいのですが、誰のために何をチェックするのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 本来は監査委員からかと思いますが、私も提案者でございまして、議会に提案をした責任がございまして。それに基づいて若干、お話をさせていただいたと思っておりますが、監査委員制度といいますのはご承知のとおり、我々地方自治体が公正、効率的な運営を補償する責任があるわけでありまして。その当該の地方公共団体が重要な使命を果たしているかどうか、それを監査する責任、これが監査委員制度なのです。

ですから、我々執行者としての立場がありますが、行政委員会でもあります。教育委員会、または監査委員ということでございまして。特に、195条、今ご指摘がございました。これは、

独立性なのです。といいますのは、厚岸町を例にとりますと2人の監査委員がおります。代表監査と議員会、ですから一人一人の意見の中で監査委員制度が成り立っているということでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 誰のために何をチェックするのかというのに答えられない監査委員というのはどういうことなのですか。監査制度というものの趣旨からいったら、これははっきりしているでしょう。監査制度というのは相当古くからあるのですが、まさにあなたの代表監査委員の答弁の中でも町民主権の民主的自治体運営にとってとはっきり言っているではないですか。

主役である、主人公であると言ってもいいでしょう、住民自治の本旨からいくと。その住民が毎日、その自治体の処分の施行を監査するなんてことは理論的に不可能とは言わないにしても、これは不可能に近く全く困難です。

したがって、住民にかわって行政の適正、効率的あるべき姿になっているかどうかを監査するのか監査委員の趣旨ではないですか、いかがでしょう。

●議長（音喜多議員） 黒田監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） 監査制度全体のあり方についての部分については、これは全体的な行政の部分からの説明のほうがよかったのかなと思ひまして、私ちょっと自重しておりましたが、そういう趣旨でございましたら申しわけございません、私もちょっと錯覚をいたしました。錯覚をしたかもわかりません。

誰のために何をチェックするのか、それは今、ご質問者もおっしゃられましたけれども、やはり町民主権でございますので、町民のために、いわゆる公の行政、町民の税金なり、そういうもので動いている、そういう行政を公の公会計を主に財務会計を中心にしますが町民のために公会計のいろいろな不正なり、不適切がないかどうかをきちっとチェックをして、将来にわたって健全な、適切な行財政運営にもっていくべくするのがまさに監査制度でございます。

そういう意味では、ちょっと私も答える趣旨でちょっと誤解をしておりましたが、あえて遅ればせながら答えさせていただきますが、ご質問者おっしゃるとおりでございます。大変、失礼いたしました。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで今、町長も説明してくださったのですが、監査委員というのは独立性であり、かつ報告、意見の徹底においては合議制であると、それで執行者からは独立していますよね、当然といえば当然です。

それで、この監査制度に関しては今、いろいろなこういうふうには直したらいいのではないとか、いろいろな意見も出ております。私、今、時間もないしそんなこと触れま

せん。お聞きするのは、現行制度の中でもってまだできることはないかということで考えていくべきだと思うのです。

それで、今回ちょっと的を絞ってお聞きしたいのですが、地方自治法の199条の9項、監査結果の公表というのがあります。それから、199条の10項、監査結果に基づく処置の公表、こういうものがございまして。これについて監査委員のほうでは、どのような見解をお持ちですか。それから現在、どういう公表の方法をしていますか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時08分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

監査委員事務局長。

●監査委員事務局長（竜川局長） 定期監査の公表等につきましては、ただいまは定期監査報告については12月の議会にまずお示しさせていただいています。

その後、町長にも当然出しておりますし、公に公表については掲示板に報告をしながら、もし問い合わせ等があれば対応しているという状況にあります。

改善措置につきましては、2月の月上旬をめどに各担当課、各原課からこういう措置をしましたという報告をいただきながらまとめて報告手続きをしている状況にあります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 要するに監査結果の公表、それから監査結果に基づく措置の公表については、公告式条例に基づく公表以上のことはしていないと、そういうことですね。これで十分でしょうか。

今、先に申し上げた監査委員制度の趣旨、あなたが答弁で言っているまさに町民主権の民主的自治体運営というものからいって、これで十分でしょうか。例えば今、これはその町まで私、行ったわけではないからネット上でしか見れないのだけれども、そこにもいろいろな県から市町村がいわゆる監査事務局なり、監査委員のホームページというものを持って、しかも発表していますよ。監査委員制度とはどんなものか、誰が監査委員になっているのか、監査の基本方針や基本理念は何か、監査委員は誰の何を監査しているのか、監査の結果、どんなことがわかったのか、監査の結果どんな改善がなされたのか、そういうことがそれはばらつきが随分ありますけれども、非常にわかりやすく、全く素人の住民でもなるほどなというのがわかるわように発表しています。

そういうことが、まさに町民にかかわって監査を行う監査委員としてはやるべきことではないですか。それで、いろいろな参考書にも、今いろいろな学者が書いていますけれ

ども、この公表というところが199条の9項、10項に公表としか書いていないけれども、制度の趣旨からいってこの法衣というのは報告式条例でもって済ますようなものではないのだということを明記していますよ。いかがお考えですか。

●議長（音喜多議員） 黒田監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） お答えを申し上げます。

当然ながら、監査というこの制度、主権者たる町民の立場に立って公権力、公共性、チェックするためのもので、これのためにその結果を単なる報告式ではなくて、そのチェックをしたその内容をいろいろ公表すると、その方法に一工夫というお話かと思いますが、当然のことかとも思います。

ただ、ちょっとまだ私もこういう言い方をしたくないのですが、いかんせん、とりあえず一通りそれらの今、まずやっている内容をしっかりと勉強しながら、それによって何が足りなくて、その部分はどういう形で補ったらいいのかというのは、これは監査委員独自のみならず、やはりこの制度そのものの部分も含めて行政ともご知恵をかりながら、ちょっとまず検討するお時間をいただきたいなど、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。検討してください。

それで、趣旨に沿った改革をぜひなさっていただきたい、監査委員というのは、制度というのは確あるべきだと、制度の趣旨からいってこうあるべきだというものに沿ったものをぜひ出していただきたいと、いろいろな参考書を読んでいますと、監査委員によって、その監査委員のあり方によって町が変わるというふうに書いている識者もいます。私はそのとおりだと思います。大いに期待していますので、できれば次の議会か、その次の議会にはきちんとした方針を出していただきたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 黒田監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） 確とした約束はちょっとわかりませんが、まずちょっと今、聞いて、さらにはただいま正直申しまして勉強中でございますので、それらも含めてもうちょっとお時間をいただいて検討させていただけないものでしょうか。

おっしゃっている趣旨はまことにわかります。住民の立場でその内容もわかりますということは、何らかの工夫も必要かなと思いますので、そこら辺含めてどういう方法がまずいいのかということ、一遍にどうこうはできませんけれども、一つ一つ改善の方向で検討させていただきたいなど、かように存じておりますので何とぞご理解賜りたく存じます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、12番、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会に当たりまして、通告してあります3点につきまして質問をいたします。

6月11日、厚岸町町長選の告示日でございました。若狭町長は、決意を新たに立起され厚岸町町民に3期12年間の町政執行がその執行体制が評価され、無投票当選されました。心からお喜びを申し上げます。まことにめでとうございました。

町長は立起に当たりまして、第一声でもっともっと元気な厚岸を目指し、七つの政策を掲げられ、そのうち特に若狭ミクス、3本の矢について話されました。若狭ミクス、3本の矢について質問をいたします。

1本目の矢、防災・減災対策強化の具体策について伺います。2本目、厚岸の産業経済成長に向けた具体策、3本目、行政運営強化の具体策と行政運営を強化すると当然、財政に影響が及びます。財政基盤強化はどのようになるのかお尋ねをさせていただきます。

2点目でございます。沖縄駐留米海兵隊による砲弾誤射についてお尋ねいたします。

6月11日、米海兵隊の実弾射撃訓練で155ミリ榴弾が誤射によりまして標茶町側の国道272号線から700メートルの地点に着弾、爆発しました。この誤射事故の原因の検証や再発防止対策について十分されたのか、厚岸町民はマスコミのみの報道で新聞とテレビでしか知り得ないうちに、15日午後の実弾射撃は再開され、演習は21日午前を終了いたしました。

この関係の記事、某新聞でございますが昨日までで28回の報道でございます。さらには、6月21日、トライベツ川のゲート入り口付近の民有地草地に米軍トレーラーがUターンのため牧草地を踏みつぶす事故が発生いたしました。米海兵隊の演習受け入れは沖縄住民の傷みを少しでも分かち合うという気持ちを持って4町の町民が理解を示してきたと思いますが、町長はこのたびの誤射事故対応をされまして、矢臼別演習場の存在をどのように捉えておられるのかお尋ねをいたします。

また、15日、実弾射撃が再開され町民の安全をどのように考え、今後はどのように対応されるのかお尋ねをさせていただきます。

3点目でございます。厚岸町職員給与の平成25年度7月以降について質問いたします。

厚岸町は、平成17年から全国、全道にも先駆け職員給与、期末勤勉手当を10%削減し、厚岸町の財政健全化に努めてまいりました。平成17年度は10%削減、この金額が2億4,346万6,000円に始まりまして、21年までの5年間でその総額9億6,118万7,000円に至っております。

国は3・11を受け、その財源対策として国家公務員給与7.8%の削減を実施、これを地方へもと地方交付税の削減を7.8%に見合う削減の実施を通達してきております。これらの状況を踏まえ、厚岸町はどのように対応されるのかお尋ねいたします。

初めに、厚岸町が実施してきました自主削減の実態、またその財源は町民へどう影響を及ぼしたのか、次に7月以降の対応について、町長の所見をお尋ねいたしまして、1

回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町政執行4期目を目指す若狭ミクス3本の矢についてのうち、初めに防災・減災対策強化の具体策についてであります。私は、去る6月11日に告示された厚岸町長選挙の第一声の中で、アベノミクスの3本の矢になぞらえ、4期目の公約として掲げた7点の中でも、特に次の3点について重要課題として取り組む姿勢を訴えさせていただきました。

その一つが、防災・減災対策の強化であります。東日本大震災を教訓として地震・津波への備えとともに、台風や豪雨など自然災害に万全を期すため、厚岸町地域防災計画並びに厚岸町災害対策基本条例に基づく実行ある施策の推進と住民生活にとって最も大切な安全・安心をしっかりと守る対策を講じることとし、具体策としては災害時における即応能力の向上と災害に強い社会基盤の整備、自主防災組織の結成を高めるほか、災害時における要援護者を地域全体で支える体制の構築、自助、共助、公助の考え方に基づく地域防災力の向上、防災教育の充実と防災訓練の継続実施、町民への情報伝達手段の強化、消防・救急態勢の充実などを進めてまいります。

次に、厚岸の産業経済成長に向けた具体策はについてであります。二つ目の重要課題として掲げた地域経済の強化では、漁業と農業の推進が町の経済の行方を大きく左右するため、その振興策は極めて重要であり、また地域の強みを自覚した上で自立経済を目指すために食・観光・物づくりニュービジネスの分野における厚岸町の優位性を生かした取り組みを進めることとし、具体策としては水産資源の適切な管理や増養殖事業の推進、衛生管理型漁港施設の整備と安全で安心な食の厚岸ブランドの普及拡大、農業経営の安定化と担い手の育成、新規就農者の確保、農業地域活性化施設の整備、T P P協定への参加反対を国へ強く要請、森林の整備、保全の推進と林業経営基盤の強化、厚岸町中小企業振興計画の推進と雇用の場の拡大、周辺地域との広域連携の推進と滞在型観光に資する戦略の推進、厚岸道立自然公園の国定公園化の展開などを進めてまいります。

次に、行政運営強化の具体策と財政基盤強化はどのようになりますかについてであります。三つ目の重要課題として掲げた行政運営の強化では、町民のために働く役所として町職員が旺盛な意欲を持って行政課題の解決に取り組むことができる行政機能の強化と効率的行政運営を図り、地域や住民との協働によるまちづくりを推進することとし、具体策としては町民が主役のまちづくり、道州制など、国や北海道の動きを見据えた的確な施策の展開、厚岸町財政運営基本方針に基づく健全な財政運営の構築、管内市町村との広域連携の推進、公的部門に民間企業の経営理念、地方導入の検討、厚岸町総合計画の推進と検証、町職員研修の充実による人材育成などを進めてまいります。

厳しい財政環境のもとで厚岸町のさらなる発展を築き上げていくためには、財政基盤の強化なくして実現はできません。このため、健全な財政運営に向けた第4次となる財政運営基本方針の策定を進めるとともに、これまでの道議会議員としての8期30年、厚岸町長としての3期12年、この42年に及ぶ政治活動の中で培ってきたさまざまな太いパイプや経験を生かし、国や道の制度、支援を十二分に活用しながら、何よりも大好きなこの厚岸をもっともっ

と元気な厚岸へという気概に燃え、選挙戦を通じて町民の皆様にお約束した公約を実現するため全力挙げて、その信頼に応えてまいります。

続いて、2点目の沖縄駐留米海兵隊による砲弾誤射についてのうち、初めに矢白別演習場の存在をどのように捉えていますかについてであります。矢白別演習所は昭和39年に開設された総面積約1万6,800ヘクタールに及ぶ国内最大規模の長射程射撃が可能な演習場であり、国防上の重要な施設であると捉えております。

次に、15日、実弾射撃が再開され、町民の安全をどのように考え、今後はどう対応されますかについてであります。米海兵隊による沖縄県道104号線超え実弾古兵射撃訓練の本道への移転は、米軍の施設、区域が沖縄に集中しているため、沖縄県民の負担軽減を図るという考えから、日米合意の上、平成9年から矢白別演習場でも実施されているものであります。

当時、苦渋の選択をして条件つきでこの訓練が受け入れを容認することにしたものであります。行政報告でも申し上げましたとおり、あくまで国防は国の専権事項であります。6月19日には北海道知事並びに関係3町とともに、防衛大臣に対して6月11日に発生した演習場内着弾事故は極めて重大な事故であることを国及び米軍が改めて強く認識し、示された再発防止策が確実に履行され、地域の安全が確保されるよう、国の責任において万全の措置を講じること、矢白別演習場での米軍の訓練は地域の理解と信頼のもとに実施されてきたものであることを踏まえ、このたびの実弾射撃訓練の再開にかかる国としての見解を速やかに示すこと、このたび示された再発防止策の実効性について、地元自治体の意向を踏まえながら、国において十分な検証を行い、その結果を明らかにすることの3点について、抗議を含めて強く要請してまいりました。

これは、私を初め演習場を抱える地元自治体の首長の強い思いであります。私としては、これも行政報告で申し上げましたが、今後とも矢白別演習場関係機関連絡会議を重要視し、これを形骸化させることなく、このたびのように国に対しても強く要請等を行っていける組織を維持し、その先頭に立ってさらなる連携強化を図ってまいりたいと考えておりますし、今後の訓練実施に当たっては地域住民の皆さんの安全、安心な暮らしを守るために地元の意向を十分尊重した上で、国の責任において万全な措置を講じるよう北海道及び他の関係3町と連携しながら、国に強く働きかけてまいります。

続いて、3点目の町職員給与の平成25年度4月以降についてのうち、初めに厚岸町が実施してきた自主削減の実態とその財源は町民へどう影響を及ぼしたのかについてであります。厚岸町が行った職員給与の独自削減は平成17年度から21年度までの5年間で、平成17年度は給料及び期末勤勉手当を一律10%削減し、削減額が一般会計で1億6,002万円、特別会計で2,570万6,000円、企業会計で5,574万円の合計2億4,346万6,000円、18年度は同じく一律で9.7%を削減し、削減額が一般会計で1億4,740万4,000円、特別会計で2,621万5,000円、企業会計で5,112万4,000円の合計2億2,474万3,000円、19年度は同じく一律で8%削減し、削減額が一般会計で1億1,474万1,000円、特別会計で2,261万6,000円、企業会計で4,165万円の合計1億7,901万7,000円、20年度は同じく一律で7.5%を削減し、削減額が一般会計で1億477万円、特別会計で2,175万8,000円、企業会計で3,992万9,000円の合計1億6,645万7,000円、21年度は給料を1級と2級の職員で6%、3級から6級までの職員7.5%、期末勤勉手当を一律5%を削減し、削減額が一般会計で9,259万5,000円、特別会計で1,928万4,000円、企業会計で3,562万6,000円の合計1億4,750万4,000円であり、5年間の削減額を合計すると9億6,118

万7,000円になります。

また、その財源による町民への影響については、この独自削減が当時の国の政策であった、いわゆる三位一体の改革により地方交付税が大幅に減額された分を少しでも補填し、健全な財政運営を確保するためにとった措置であったことを考えますと、資料に示すとおり歳出の決算額と比較した場合、決して大きな数字ではありませんが、職員の理解と協力によってつくることができたこの財源は、平成17年度から20年度までの真龍小学校の改築事業やこの5年間にわたって行った公共下水道事業、平成20年度と21年度の特別養護老人ホーム増築事業などの大きな企業だけではなく、町民サービスとして行った全ての事務事業に及んだものと考えております。

次に、7月以降の対応についての所見についてであります。国におけるこのたびの地方公務員の給与削減の要請は東日本大震災を契機として防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、これをさらに加速させていく必要があることに加え、今後、負担増をお願いすることとなる消費税について、国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って「隗より始めよ」の精神で、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要であるとの趣旨によるものであります。

しかし、そもそも地方公務員の給与は公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であります。

ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものであり、断じて行われるべきものではないと思っております。

また、今回のように地方との十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費にかかわる地方交付税を一方的に削減する措置は二度と行っていただきたくないと思っております。

このように思いながら、現時点では国の要請に応じた職員の給与削減はできる限り行いたくはないものと考えております。

しかしながら、6月14日の総務大臣会見では、6月5日現在で減額方針を決定、または職員組合と交渉中という団体が都道府県では9割、指定都市では6割、地区町村で5割という数値が発表されております。現段階では、7月からの実施を見送ることといたしましたが、今後も国の動向や他自治体との状況を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

（「議事進行」の声あり）

●議長（音喜多議員） 8番。

●竹田議員 ここに出ている南谷さんの9番の資料なのですが、これは金額的に間

違っている。ここ1,000円と入っているでしょう。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

9番、南谷議員。

●南谷議員 まず若狭ミクス、3本の矢について。まず1点目の防災・減災対策の強化の具体策についてお伺いをさせていただきます。

つい先ほど12番室崎議員さん、詳細な質問の後なのでちょっと気後れしているのですが、答弁の中でしっかりと取り組んでいかれるということにつきましては、理解をさせていただきました。

そんな中で二、三お尋ねをさせていただきましたと存じます。

ちょっと話が大きくなるのですが、ご了承願いたいと思います。先般、東部消防組合議員、私ども議会から4名行っているのですが、5月13日から16日までの4日間、秋田県にかほ市の消防本部、それから宮城県石巻市の石巻地区広域行政事務組合消防本部、それから福島県相馬市、相馬地方広域消防本部相馬消防署に視察に行っていました。

それぞれ調査事項なのですが、東日本大震災の被災状況と消防活動の状況について、東日本大震災の復興状況について、震災・防災対策の取り組み状況についてそれぞれ調査をさせていただきました。行って見て私なりに大変しっかり取り組んでいるなという二、三につきましてお尋ねをさせていただきたいと思います。

にかほ市でございますが、日本海溝地震を受けまして津波の被害を受けたそうです、過去に。これを受けましてにかほ市ではシミュレーション、全ての町、シミュレーション施設を防災消防本部なんかもそうなのですが、ある程度、高台に、そのシミュレーションにかぶらない位置にまちづくりを構想したと。

将来のまちづくり構想に厚岸町も若竹町や奔渡町、港町とかそれぞれ多くの住民が海岸域にあるわけでございますが、消防署ももちろんクリアできないところにあるのです。こういうものも含めて、にかほ市では山のほうに合併した関係で支署を本署にしたと、ところがアクセス道路が1本だと、山ですから。そういう中で、将来のまちづくりに2カ所から入れるように道路も考えていくとか、そういうまちづくりの視点で防災の対策を講じていると。

さらには、やはり車での避難というのはゼロにはならないだろうと、そうするとまちづくりも避難対策に道路をどうしていったらいいのか、そういうことも含めて構想に考えているのですと、そういうご意見がありましたので、厚岸町もやはり海に面している

町でございますから、将来のまちづくりに、この防災・減災対策のためのやはり構想というものもリンクさせた中で考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 防災対策とまちづくりということであります。今、にかほ市ですか、例に挙げたようではありますが、合併という事業の中で役所を移転しなければならないという、ちょうどタイミングがよかったという中での高台に建設ということに相成ったかと思いますが、私の承知をいたしております東北地域、残念なことにもう復旧というよりも、復興は進んでおりません。その原因はどこにあるだろうか、それぞれの町が地域復興計画というものをつくっております。私も現地を視察してまいりました。その復興計画も学んでまいりました。

しかし、中心は高台に町をつくるということが中心であります。しかしながら住みなれた場所から離れるのは嫌だ、というやはり住民の意識というものもあるわけでございます。なかなか復興計画が進んでおらないという実態をお聞きをしてまいりました。

そういう点、考えますと、ちょうどタイミングがよかった、にかほ市かなと思いますが、やはり将来を見据えた防災対策とともにまちづくりというのも大事であると、厚岸町においても今、ご指摘がございました。この役場庁舎、一番危険であります。津波が来た場合、そのための防災拠点として道の駅を指定をいたしております。その対応を今、いたしているところであります。

また、消防でございます。庁舎であります。これは、厚岸消防署とともに東部消防、釧路東部消防組合の本部でもございます。今、それぞれの関係者ともお話ししておりますが、やはり私としては管理者として、また厚岸町長としては移転すべきものであると、そのように考えております。高台に。その位置についても、いろいろと今、事務的な検討をいたしている最中ではございます。これも一つのまちづくりとして考えながら講じていかなければならない。

それとやはり、厚岸町は漁業の町であります。おかげさまで、本年度から漁港整備が進められます。港北地区にある市場を湖南地区に移転をするということを決断をされていただいたところであります。そこに、人工地盤を設置をするということを考えて安全・安心な市場をつくり上げていこうということで、これもまちづくり全般に移転に伴う考え方でございます。

それぞれあるかと思いますが、防災対策とともに進むまちづくりというものは、将来見据えて大事なものであろうと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 今回、行政視察を行ってきまして、私が一番心に残ったのは、福島県相馬市でございます。相馬市の地形、初めてわかったのですけれども、海に、海洋に面している間口が1キロぐらい、その横側に、南のほうにさすというのですか、それが一つの防波堤になっているのです。内側に厚岸みたく輪があるのです。岸壁の内側は水田です、

そして真ん中に、水田の真ん中に1キロぐらい、5キロぐらいの真ん中に国道が走っています、国道は5メートルぐらいの高台にあります、水田の真ん中にあるのです。

今回、いろいろお話を聞いたのですけれども、残念ながら400人以上の方が亡くなった、それは過去から相馬市で今回の地震発生以来、54分だそうです、津波襲来まで。54分あったそうなのです、大きな地震が来てから津波が来るまで。54分ということを見ると、今、考えると行政として日ごろの指導、もう少し考え方を改めていかなければならないのではないのかと、もっともっと助かったのではないかなと、54分という時間を結果的に今、思えば400人以上の方が一つには過去に相馬ではそのさすを超える津波はなかったそうでございます。もちろん、国道を超える津波もなかったそうなのです。ですけれども、一番大きく犠牲者が出たのが、その国道をも越えて遺体が一番山側に寄っていたと、ですから行方不明者はないそうです、戻ってないから海に。

ですから、私は一番感じてきたというのか、行政として責任を感じると、その消防長さん言われたのですけれども、行政の皆さんにお願いしたいのは、いろいろ細かいことがあるでしょうけれども、やはりまず逃げることに、これらの周知徹底、ですから行ってみて全員が職員の皆さんが現地に行くということは不可能ですけれども、やはり現場で今回、過去にない災害を受けられた、そのとき、職員の皆さんがどうしたのか、消防団員の皆さんがどう対応されたのか、そういう苦勞、2年たちました。

ですから、いろいろな問題点について継承してきています。ですから、全員が職員の皆さんが行っていろいろお話を聞くことは不可能だと思うのですけれども、できれば住民も含めて職員は職員の立場で何をそういう大きな災害のときに対応しなければならない、実際にやってきた方々が感じていることを研さんをしていくべきではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

地震津波、またはあらゆる災害における危機管理態勢の責任は、リーダーシップは首長であります。極めて重要であります。

そういう意味においては、今、ご指摘がございましたとおり、いろいろな教訓をもとにして安全・安心なまちづくりをしていかなければならない。時に国道の問題が出ました。厚岸町も通行どめになったり、いろいろと国道が閉鎖されたわけでありまして。

今、国のほうでは道の駅を防災拠点としたいという中で、国道44号線から車が逃げる場所がない、それで厚岸町のコンキリエ道の駅を考えているという、ありがたいお話もあります。私も積極的に取り組んでいるところであります。

さらには、44号線を切りかえます。これは、国のことですから、私が決断するわけではあませんが、できれば厚岸地域、一番津波が来たときが危ないのです。門静地域であります。

そういう意味においては、国道44号線、今、38号線をやっておりますが、これを完成次第、44号線を国道化すべきであるということで強く要請をいたすと同時に、厚岸地域における安全な道路を建設していただきたいというようなお話もいたしているところでございます、同様の今、お話ではなかろうかと思っておりますので、それを教訓に、参考にしながら、国道44号線

の安全性を確保してまいりたいと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。

厚岸町の産業経済成長に向けた具体策でございますが、ただいま町長からのご説明がありました。水産、酪農、商店街、これらにつきましてはしっかりとやっていただきたいと思っております。

その中で、1点だけお尋ねをさせていただきます。水産なのですけれども、増養殖事業の推進とあります。そのほかに衛生管理型の漁港、これは当然、しっかり頑張っていたきたいと思うのですけれども、カキ種苗センターの運営についてお尋ねをさせていただきます。

これが布設ができたときの経過につきましても、私なりに理解をしているつもりでございますが、1点、運営方法につきましてウニ種苗センターの場合は厚岸漁業協同組合は幹事組合として職員の給与にあわせて運営をされております。

ですけれども、カキ種苗センターの運営につきましては、それとはちょっと形態が違いますので、同じようにはいかないと思うのですけれども、もう少し浜の意向というのですか、組合とのアクセスの中で運営委員会がいいのかどうかわからないのですけれども、もう少しもっとせつかく厚岸町が抱えて頑張っているわけでございますが、それがまた浜の意向がもう少し通りやすいような組織というか、運営方法をしていくべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） カキ種苗センターにつきましては、直営で実施をしております。ウニの種苗センターについては、おっしゃられたように漁協が、厚岸漁協が管内の漁協の幹事組合として運営しているという中で運営委員会のような組織を持ちまして、その中で進めているという状況でございます。

カキの種苗センターは直営で実施しているということ、それからカキの生産につきましては、漁業協同組合からの注文でもって生産をする、それから漁業協同組合は漁業者からの注文をまとめて町に注文をするというような状況になっておりますので、基本的には漁業協同組合との話というのは常にやっておりますし、震災のときのシングルシード種苗の増産ですとか、それからカキ、ホタテ湾の種苗に対しての試験的な要請なんかに対しましても対応しているというような状況ではあります。

ただ、おっしゃられる話としてももう少しお話が通るようなことのお話でございますので、そこにつきましては漁業協同組合ともよく相談をして、そういったことがないように検討していきたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 ただいまの答弁で理解をさせていただきました。

特別どうのこうのということではないのですけれども、せつかく町が100%というわけではないけれども、ある程度お金も出して、運営も責任持ってやっているのですけれども、組合側としてやはりもう少ししっかり連携を密にされるような体制で、せつかくそれを頑張っているわけですから理解されるような体制で臨んでいただきたいなと存じます。

次に参ります。3点目なのですけれども、行政運営強化の具体策と財政基盤強化のどのようになりますか、この3番目でございますが、行政の運営強化につきましては、町長の答弁で理解をさせていただきました。しっかりと頑張りたいと思います。

1点、これらの施策を講じていくためには、当然、財政基盤がどうなるのかなというのが私なりに気になるところでございまして、それでお尋ねをさせていただきます。

確か、厚岸町の財政基盤強化について、町長は出陣式の時にもしっかりと厚岸の債務を減らしてきたということを公言されておりますし、私もそのとおりでなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、一般会計の平成24年度末現在高で、見込み額で109億5,719万、平成25年度末現在見込み高で、見込み額というのですか100トンで6億1,484万円となっております、大体3億4,000万円ほど予算ベースで下がるのかなと、減るといふふうに理解をさせていただいたのですけれども、このほかに、この中に返済額が一定の額が交付税に算入される有利な詳細もあると、議会のたびにお聞きをしているところでございますが、本当にこれら私なりに数字を理解をさせていただいたのですけれども、そのほかに町の基金残高でございまして。平成23年度各会計歳入歳出決算書の314ページなのですけれども、基金、23年度の決算で13億5,013万5,000円、このように記載がされております。基金の種類によっては使い道が決まっているものと全額自由に使えるものがあるわけですが、このほかに4億2,300万円ほど納付をされて、備考資金組合に積んでおられると思います。そうしますと、私なりに試算をすると大体8億ぐらいの残高があるなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 3点ご質問というか、確認のお話がありました。

一般会計の長期債の残高、24年度末と25年度末、予定ですね、これが大体今の予算ベースでは3億ほど減る予定であると、そのとおりでございます。

それから、この記載の中には後年度、起債を償還するに当たって交付税の基準財政需要額に入る部分も当然あるということございまして、全てがその税金でもってこれを償還するというのではなく、国のそういった措置もあわせながら償還していくものが入っているのがご質問者言われるとおりでございます。

それから、基金の残高についてもおおよそご質問者がおっしゃられるような推移の状況にはございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 私なりに試算をさせていただいたのですけれども、私が議員になりまして10年になりますけれども、当初よりも明らかに町立病院の固定化債務というのですか、債務はそれ以降発生しているのですけれども、それを割り引いても財務の健全化というものには努めてこられたなというふうに私は評価をしているところでございますが、当然、一生懸命事業をこれからしますよというかわり、住民サービスをするわけでございますが、この財政の健全強化というものも地方自治体、今、全国の地方自治体は5万人規模を国がめどにいろいろ押しつけてきているわけでございます。

この1万人の厚岸町のクラスで、その財政の基盤強化というのは、私は基本だと思っております。ですから、どの部分に、どう片方では頑張っていきます、やります、事業やっていきますよと、どの部分にどう財政基盤をどう強化していくのかという部分では、一概に結果としていろいろ事業をやっていく上で変わってくると思うのですけれども、めどとしてお考えがあればお聞きしたいなと、どの部分にどう強化をしていくのかなと。

例えば、総体、債務から債務基金に積んでいくよとか、そういうめどというお考えがあるのかなのか、その辺をお尋ねします。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 地方の財政を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況が続いております。

今後、国が考えているのは、国の国家財政を健全化に持っていくために地方もつき合っていたきたいという考えがあるようでございまして、できる限り赤字国債の発行を抑えるということでございまして、その発行を抑えることによって、地方への交付税が削減される可能性があるかと、そういう議論を財政制度審議会等で議論もされていると。

それから、経済財政の諮問会議の中での議論にもなっているということでございまして、来年度以降、そうした特別の加算がなくなる可能性もあるのではないかとこのことを危惧しております。そうすると、地方から交付される地方交付税についても相当の削減が予想される可能性があるということでございます。

そうすると、後年度の借金の返済についても、いわゆる三位一体の改革のときに借金の返済をするのに危惧した経験がございます。そういったことにならないように、今のうちに起債の発行額というものをある程度、抑制する方針で臨む必要があるのではないかなというふうに考えます。

ただし、これは総合計画というものの実現、いわゆる道民サービスの充実、安全・安心なまちづくりのために、必要なものには投資もする必要があると思っておりますので、この辺は取捨選択しながら政策的な判断をしていく中で、財政運営もその中に位置づけながら、健全な財政を保っていくと、非常に難しいかじ取りではございますけれども、そのような方針で臨んでいきたいというふうに考えております。

また、基金についても防災・減災の対策には使っておりますが、いざ災害が起きたときに、特別に、一時的に財政需要は必要であります。将来に備えるということも必要で

ありますので、そちらのほうも一緒にあわせながら、非常に難しいことではございますけれども、取り組んでいく方針でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 2点目、沖縄米駐留米海兵隊による砲弾誤射についてお尋ねをさせていただきます。

1点目、矢臼別演習場の存在をどのように捉えていますか、まことに簡潔に答えてくれて、私の意に達していないなという思いがあるのですけれども、二つ目である程度、答えているのかなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、いろいろ今回、某新聞では、おたくらが出している資料より毎日リアルタイムで出ていますよ、はっきり言って。僕もよく切り取りで大変、そのわりには町は1回もきょうの町長の行政報告以外ないのですよね、議員に対して。まことに残念に思っています。1回ぐらいは何かのアクションがあってもいいのではないのかなと、わからないながらもちょっと一報ぐらいあっても、我々議員にもないのだから町民にもないのだろうと、そういう反省には立っているのですけれども、ただそれについてはよろしいです。

矢臼別の存在なんですけれども、私は貿易連の福祉部長をさせていただいております。北方の釧路駐屯地、それから別海の駐屯地それぞれあるのですけれども、やはり北方の脅威の問題やその駐屯地の存在というものは、これまでのいろいろな経緯があるのでしょうかけれども、やはり地域に住む皆さんの理解のもとに、この矢臼別の演習場というのは成り立っているのではないのかなというふうに理解をさせていただいております。

その辺、町長としてどう捉えているのかなという今回、このような事件もあったものですから、改めてお尋ねをさせていただいたわけでございますけれども、今さらなしよというわけにもいかないのかなというふうに理解をさせていただいたのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

南谷議員の言うとおりであります。やはり、地元の理解と住民の安全確保が何よりも大事であります。

すなわち、信頼関係なくして演習はできません。今回は、それが裏切られたということがあります。私も憤りを覚えているわけであります。この13回目にして二度も事故議案が起きたということは、まことにあってはならないことでもありますので、先ほど来、また行政報告でもお話いたしましたとおり、安全確保そしてまた実施に当たりましては地元の意向を十分に踏まえた中で考えていただくように国に強く今後とも要請をしまいたいと、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 9番。

- 南谷議員 2点目の再開、安全をどのように捉えているのかということにつきましても、今、答えていただいたのですけれども、町長、別海町には駐屯地があって、あつちは発射するのですよ、厚岸町は着弾地です。

当然、厚岸町、標茶町にとっては最も着弾したら爆発するわけですから、もっと実態、あの駐屯地という、矢臼別と別海町と言われるかもしれないのですけれども、実被害は私は標茶町なり厚岸町にあると思うのです。

そういう中で、今回、たまたまなのでしょうけれどもかぎを開けてトレーラーが入ってくる、一つの事故が起きているのに、いろいろ申し入れしているよというのはわかるのですけれども、なおかつ、かぎ開けたら米海兵隊が突き破ってきたわけではないのですよね。防衛局が悪いとか、あそこが悪いとか言うけれども、やはりいろいろ事故があるわけですから、もっときちっと町長は再三言ってきているというのも、さっきから報道から聞いているのですけれども、いつもの町長であれば、どこの町長よりも矢面に真っ直ぐ立っていると思うのです。

今回は少し遠巻きなのかなと、見えないわけですから僕には。やはり全面に立って標茶町、別海町以上に住民の安全のためにはもっともっと汗を流していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 米海兵隊の訓練、訓練終了後における牧草地への進入、別に考えます。

私は、砲を間違った、距離を撃った、これは米海兵隊の責任であるという認識を持っています。

今回の牧草地への進入については、私は自衛隊の責任が極めて重いと思っています。なぜならば、米軍が間違ったゲートに来た、しかし転回ができなかった、それはそれでいいです。

しかし、ゲートを持っているのは自衛隊です。その自衛隊が直ちに連絡をして、あのような措置をとったと、しかし牧草地があるということについては米軍は承知していなかったのではなかろうかと、すなわち自衛隊の誘導がなかったと、全く遺憾に存じます。

先ほど、私が行政報告でいたしました、このことについては私は着弾の過ちと今回の牧草地の進入については別に考えております。ですから、私も実は現地にも行ってまいりました。また、所有者ともお会いをいたしました。いろいろとお話をお聞きをいたしましたところがあります。

できれば、今後あのような事件、事案がないようにするべきには、演習場内で迂回、転回できるようなものを私はつくるべきであると、これを強く今後、要請してまいりたい、そのように考えております。

- 議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

- 南谷議員 通告の最後でございます。先ほどの答弁でおおむね理解をさせていただきました。平成25年7月以降につきましては、国の動向がまだつかめな中だから、おっしゃられる程度なんだろうなというふうに理解をさせていただきましたのですけれども、私は少

なくても全国に、全道に先駆けて職員の皆さんしっかりと10%に協力をしていただきました。国はそのとき何もしていないで今回7.58%に地方もっと来ている、それも勝手に交付税下げてくるというのはやはり憤りを感じますし、職員の皆さんが町長は立候補されたときにも私が12年間、この厚岸町のために頑張っただけは職員の皆さんのおかげだと公言をされております。

その皆さんがこれから4年に向けてしっかり頑張るためにも、町長としての改めて見解をお尋ねさせて質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 厚岸町の地方公務員の給与を決めるのは国ではありません、我々、また議会であります。なぜかといいますと、条例で給料が決定をいたすわけでありまして。国の命令によって厚岸職員給与の決めておりません。ただし、人事院勧告を準拠していることは事実であります、今回の措置についてはまことに遺憾に存じております。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番南谷議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開は、3時45分といたします。

午後3時14分休憩

午後3時45分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って、質問いたします。

1、介護サービスについて。

介護度の変更に伴う利用者及び事務所双方のサービスの低下や収入源に対して町独自の支援の考えはありませんか。

2、特別支援の取り組みについて。

児童の特別支援はどのように決められるのか、今の状況はどうなっているのか。保育士や先生方の研修はどのように行われているのか。どの時期にどのような研修が行われているのか、また子供を支援しながら研修に参加する時間は保障されているのか。教材費は十分なのか、適切な時期に購入できているのか、子供一人一人違うと思いますが、また町内にある幼稚園では受け入れていますか。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護サービスについて、介護度の変更に伴う利用者及び事業所双方のサービスの低下や収入源に対し町の独自支援の考えはないかについてであります。介護度の変更については、介護認定審査会において要介護度の判定が行われることにより生じるものであります。

介護度は一人一人の被保険者の介護の必要度を定めることが大前提になりますし、どれくらいの給付が必要かを確認する手続きが行われるのが要介護認定であります。

介護度の変更に伴うサービスの低下ということについては、決定されたサービス利用限度額の範囲内において、適切なサービス利用計画のもとに利用されていると判断をしておりますので、このことによってサービスが低下しているものとはなっておりません。

次に、事業所の収入源ということについては、介護度が常に一定ではなく個々に軽度、重度に更新されておりますので必ずしも事業者の収入源につながっているものではないと考えられます。

また、事業により収入源となった場合の町の独自支援については、介護保険事業会計における個々の事業者への財政的な支援はできないこととなっており、困難であると考えております。

2点目の特別支援の取り組みについては、教育長からお答えをいたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 続きます。私からは2の特別支援の取り組みについてお答えをいたします。

まず、(1)の児童の特別支援はどのように決められるのか、今の現状はどうなっているのかについてであります。就学に当たって保護者が一番心配されることは、我が子が集団の中で学校生活を楽しく送っていけるのか、あるいは勉強内容を理解していけるのかということだと思います。

近年は、幼稚園などで集団生活になれ親しむ過程を送ってから就学することが多くなっている状況にあります。保護者の誰もが学校生活に対し心配されるものと思います。

教育委員会においては、就学指導検査委員会という組織があり、就学前の児童や在学児童生徒を対象とした相談等に関する業務を行っております。例えばお子さんが知的や情緒など、少しでも不安を抱えている保護者がおられた場合、相談を受けることにより学校生活においてこういった環境で学ぶことがその子にとって最善の方法であるかを一緒に考えていくものとなっております。

委員は特別支援学級を設置している学校長、さらには担当の教員、特別支援教育コーディネーター、保育所長などで構成されており、就学審査を行う前段としては幼稚園などにおける活動状況、家庭における生活状況をお聞きするとともに、保護者の意向なども確認し、必要な場合は厚岸町と浜中町の両町で組織する厚岸町浜中町合同就学指導委員会において心身障害の種類、程度等の判定を行う手続きをとることとなります。

この合同就学指導委員会は教員に加え、医師や臨床心理士、理学療法士の方々にもメ

ンバーに入っただき、保護者の面積のほか、対象児童生徒の検査を行い、判定を行っています

これらの過程を経て、特別支援が必要と判断された場合には保護者の同意を得て、特別支援学級に在籍し、個別の支援計画を学校で作成し、個々のニーズに合わせた教育を行うこととなります。

また、在学中においても同様に新たに不安を抱えられた保護者に対しては、さきに申し述べた内容により相談、検査、判定といった手順で特別支援に向けての事務を行っている状況にあります。

本年度の状況は、小学生21人、中学生8人が特別支援が必要な児童生徒となっておりますが、障害が重いとされる児童生徒が通学している学校に対しては、よりきめ細かな学校生活への支援が必要と判断し、通常の教員配置基準による教員数に加え、学校生活上の解除や学習指導の支援を行う上で、町独自の学級支援員を配置し、体制の充実を図ってきております。

次に、(2) 保育士や先生方の研修はどのように行われているのかのA、どの時期にどのような研修が行われているのか、また子供を支援ながら研修に参加する時間は保障されているのかについてですが、教員には教育基本法や教育公務員特例法で自己の崇高の使命や職責遂行のために絶えず研修と修養に努めることが規定されています。

各学校では、年度当初、児童生徒理解研修という時間を設け支援等を要する児童生徒の情報交換を行い、全教員共通理解のもと支援に当たることを確認しています。また、各校の特別支援教育コーディネーターの先生を中心に特別支援担当教諭の校内研修も実施しています。

一方、各種研究会や研修会への参加促進にも努めており、町内の特別支援学級の児童生徒が一堂に会する交流学習会を年に3回実施し、児童生徒の交流や担当教師の情報交換を行う場としております。

また、年に一度北海道特別支援教育センターの職員をお招きして、町内の特別支援担当教諭を対象とした研修会の実施、あわせて教育局主催の専門的な研修会や特別支援学校の研究会などにも計画的に参加し、スキルアップに努めております。

しかし、課外授業時間に研修に出掛ける場合は、他の職員が補欠授業に入らなければならず、各学校とも苦勞されておりますが、前段でも申し上げましたとおり、研修は教職員に課せられた責務でありますので、管理職のリーダーシップのもと、必要な研修には積極的に参加できるよう教育委員会といたしましてもバックアップに努めてまいります。

また、保育士の研修では札幌市などで開催される北海道保育協議会主催の北海道保育研究会や全道保育士研修会、保育スーパーバイザー養成研修会に参加するとともに、児童の就学時には職場内研修を実施しているところでもあります。研修参加は、業務の一つとして位置づけており、担当保育士が不在となる場合は所長または臨時保育士が保育に当たる体制をとっております。

次に、(3) 教材費は十分なのか、適切な時期に購入できているのか、子供一人一人違うと思うがについてであります。教材の購入については特別支援学級に対する配当予算が1学級一律3万5,000円の措置がされており、毎年、年度当初に、あるいは随時学校

からの要望を受けて購入しております。

また、質問者のおっしゃるとおり、教材の購入に当たっては担当の教員が一人一人の時等生徒に合った教材を必要に応じて購入する必要がありますので、学校からの要望に応じ購入している状況であります。

なお、ここ数年の購入状況を見ると、各学校の希望に添えているものと判断しておりますが、今後とも継続して予算措置に当たってまいりたいと存じます。

次に（４）町内にある幼稚園では受け入れているのかについてであります。現在、厚岸町内には二つの幼稚園がございますが、あわせて園児49人が通っており、そのうち3人の障害を持たれるお子さんを受け入れているとお聞きしております。

これまでも障害を持っておられるお子さんの受け入れをしてきており、小さいころから集団の中での生活をたくさん持つことで集団生活に自信を持つこともできると思えますし、小学校の入学に際してもスムーズに入っていけるものと考えられ、幼児教育を担っている幼稚園としても受け入れの対してはできる限り行っていきたいとのことでもあります。

以上、特別支援の取り組みについて申し述べましたが、教育委員会といたしましては障害の有無にかかわらず全ての子供が学校において楽しく過ごせる生活環境を整えることが大切であると考えますし、それに向けて取り組んでおります。

今後とも保護者との連絡を密にすることはもちろんのこと、幼稚園、保育所との連携をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 最初に1点、介護保険の支援なのですが、介護保険制度は介護スタッフが本来の介護理念に基づき、利用者の介護を進め、その結果、要介護度が改善されれば介護報酬が下がるという状況にあります。このような介護保険制度の状況をどうふうに考えていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） そもそも介護度につきましては、要支援2、要支援1、介護1から介護5まで、こういう多段階に設定されておりますので、あらかじめそういった変動は承知しているという状況、つまり高齢者の状態というのは一定程度安定してても6カ月後、1年後、あるいは24カ月後と、そういったたびに必要に応じた期間を定めた要介護認定審査をするのですけれども、そのことによって介護度が下がる、それは制度上、その必要度に応じた給付をするわけでございまして、特に制度上問題になる部分はないのではないかとこのように思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そのことによって介護現場の自立を支援するための努力の結果、介護は成果

が上がって、介護度が改善されるということになると、それは結果としていいのですけれども、そのことによって事務所というか、提供している側の収入が減るというようなことは起きていないですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護度が下がるという判定は、これまでの議会、あるいは予算委員会等でもたびたび答弁させていただいておりますけれども、非常に厚岸町としては特に多い状況ではないのです。きょうもちょっと資料を持ってきたのですけれども、逆に介護度を前回の介護度を配慮した十分な審査ができていうふうに私は捉えております。

それで、そのような方が大勢いるということであれば、もう一度ちょっとお聞きしたいのですけれども、まずごくわずかだろうというふうな状況として私ども捉えております。それで、介護度が下がって報酬に影響が出るというのは施設系、いわゆる入所系と通所系サービスだけなのです、訪問介護等には影響出ないです、単価同じなのです、重度でも軽度でも。

したがって、通所系サービス、それから入所。入所というのは心和園だとか、あるいは老健だとか、比較的短期、長期に中長期に入所する場所でございます、そこが比較的、もし介護度が下がるとすれば当然、その分が大きい状況があると当然出てきます。

ただ、人数的にそんな大きくないものですから、事業者に影響を及ぼすというようなことは現状では起きていないと認識して実はおります。逆に介護度が上がるという部分もありますので、もしかしたら介護度が上がったおかげで収入がふえている可能性があると、ただ今度、介護員の業務、質、職員の質の関係からすると、要は介護度が軽くなったから手を抜くのではないかと、サービスの低下があるとすればそこだと思っております。

必要な介護は提供しているという前提での介護報酬でありますから、それが職員の質の悪さで手を抜くだとか、そんなことがあるとまずい話ではあるのですけれども、ただ厚岸町の認定の状況からして、介護度が下がるからお金がかかるので手が抜くという、そういう状況にはない、それほど増減、介護度が下がっている状況は事業者には与えていないのではないかとというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 職員の人たちは頑張ってくれて、一生懸命頑張った結果下がってしまったねということは厚岸の場合はないということですね、それがそろそろことで事業者が大変になるというようなことはないというふうに捉えていいですね。

それとリハビリ、さっき言っていた一生懸命やってもらって、通所なのでリハビリなどで本人が改善された場合に支援するあれが下がりますよね、その場合はその場合の支援の仕方は変わってくるのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） まず1点目の事業者としては大変ではないのですねということでございますけれども、現状の介護度の変化の状況からとすると、そういう大きな影響はないものと考えております。

次に、リハビリの関係でありますけれども、これは……。

- 議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時04分休憩

午後4時04分再開

- 議長（音喜多議員） 再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 申しわけございません、デイケア、通所リハビリテーションでございます、これは通所系サービスですので、要介護1から要介護5、介護報酬にすると6,880円から1万3,000円くらいと、大体2倍くらいの開きがあります。

これで、メニュー自体はケアマネージャーが決めるのですけれども、その介護度に応じた必要なリハビリというふうになりますので、当然、要介護4、要介護1に1人が行うリハビリ、実際、本人が体を動かしたりして行うものですから、できるものとできないものがありますので、そういった体力、そういったものに応じたリハビリが提供されますので、場合によっては以前にやっていたリハビリをやりたい、これについては私は医学的な部分は私わかりませんが、現場で必要に応じて対応しているのではないかと、申しわけありません、そこまで実態については把握していない。申しわけございません。

- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 結局、そうやっていろいろやって改善したことをずっと続けるために、改めてその町のほうで支援ができないのかと思ったのですけれども、それはどうですか。

- 議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） そういった意味では、介護予防事業ということ、いわゆる比較的元気なお年寄りに要介護状態にならないという観点からの介護予防事業でありますけれども、こういった部分では厚岸も早くから、現在もやっておりますけれども事業展開をしているのですけれども、これら介護度が落ちた部分の保障するようなサービスの提供という部分については制度上そんな必要ないのかなというふうに思います。

ただ、ご本人がどういった目的でリハビリを受けたいのかというのは、その認定された介護度の中で対応すべきものだと。つまり介護度というのは、そのサービスを必要とする時間を算定して、必要な範囲で収まる仕組みには一般的にはなっているのです。それが何らかの事情でヘルパーもたくさん使ってしまった、短期入所もたくさん使ってしまった、それでデイケアが使う時間がなくなると、特別なときしか起こらない状況だと思ふのです。

通常、長い目で見てのリハビリテーションというのは、多分、この方リハビリテーション入れるということは、それら中心の介護計画を立てていると思ふので、ここをまず中心に添えると今まで余分に使っていた例えばヘルパーであるだとか、そんなことは押さえられる仕組みにはなっているのです、要介護度の3、4、5とか、そういう数字は。

ですから、例えば今度それに伴って高齢者でありながら障害をお持ちだとした場合、そういった場合は別な介護度が利用できるようになっております。障害のほうのサービス。これで、介護保険は優先なのですけれども、介護保険で足りない場合、重度訪問介護とかそういうふうに言うのですけれども、この場合は障害福祉サービスの制度を利用する、後利用なのですけれども、まず介護保険を全部使って、足りない部分は使う、つまり障害とか、そういうある方たちにはそういうサービスがちゃんと補完されているということで、障害のない高齢者はまず制度上、そのサービスの介護度の中で適切なケアマネジメントでサービス利用計画ができるという前提の介護度というふうにご理解をいただければなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、その一人一人に合わせたケアマネも含めてきちっとした支援ができていうふう判断していいですね。厚岸は。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） ケアマネジメントは片仮名で言うとそうなのだけれども、介護支援専門員なのです。きちっとした国家資格であります。一定の介護度の現場での経験年数を踏まえて、知識を高めて国家試験に挑んで、その合格した方たちなのです。現在は非常に極めて難関な状況になってきております。

これらの方は現場も承知しておりますし、医学的な知識も、介護の知識も備えた方があります。ただ、このケアマネージャーを指導するという事はやはり必要なのです。そういったことで、制度上は各自治体に設けられている地域包括支援センター、厚岸町ではあみかになりますけれども、そこがいわゆる指導役を果たさなければならない、そういったことで現在、町では直営で包括支援センターをやっておりますけれども、今年度においてケアマネージャーを指導できる研修を受ける予定でおります。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

- 石澤議員 わかりましたとは言えないですけども、一応わかりました。
次に移ります。発達障害です。特別支援コーディネーターを配置しているということですけども、これは各学校全てに配置しているのですか。
- 議長（音喜多議員） 指導室長。
- 指導室長（武山室長） 特別支援教育コーディネーターですけども、こちらは特別支援学級が設置されている学校に各1名、規模によっては2名配置しております。
- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。
- 石澤議員 この特別支援教育コーディネーターというのは、その子の必要な支援というか、その子の状態、それからそういうこの子はこういうHDとか、ADとか、そういうことを判断できるというか、認定できる資格を持っている人が厚岸の場合は何人かいますか。
- 議長（音喜多議員） 教育委員会指導室長。
- 指導室長（武山室長） そちらの判定するのはまた別な組織となっております、町内の特別支援教育コーディネーター、こちらにつきましては一般の教員の方がなっておりますので、そういう判定するという、そういう資格を持っているコーディネーターはおりません。
- 議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。
- 石澤議員 この前の厚文で回ったときに特別支援教室をちらっと外からですけども、見せてもらったのですけども、その回っている中でよくそういう障害を持ったというか、発達障害のある子に対して可視化というか、目で訴える、可視化というのですけども、それをやる、やるといいですよという指導があるのですけども、それがその子にとってきょう一日の計画がこうだよとか、そういうのではなくて、こういうことをやったらだめとか、こういうふうにしないようにしましょうとか、何か常にその子が怒られているような、そういうようなものがあつたような記憶がしたのですけども、そういうそれぞれの障害の持った子たちがどういう障害があつてどうなのかというのは、その学校全体で把握しているのですか、その特別教室のある学校は。
- 議長（音喜多議員） 指導室長。
- 指導室長（武山室長） それぞれ学校によって障害種、また同じ障害種でも違う障害に近い状態といいますか、それぞれ個人によって対応が変わってきます。
専門的な指導につきましては各こちらで言いますと釧路養護学校、そして白糠養護学

校、こちらの先生方を招いて特別支援教育パートナーティーチャーという制度がありまして、その先生を呼んで学校のほうで特別支援の先生が必要な研修を受けているということでもあります。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、年度当初にその学校に在籍する障害支援を必要とする児童生徒につきましては教員を含めて全ての教職員で研修を持って共通理解に努めておりますけれども、いかんせん障害、個人によってかなり対応が違うということで全ての学校でその子の対応についてかゆいところまで手が届く状態まで行っているかというのは、学校によって若干の差があるかもしれませんが、全ての子供たちに満足のいく支援を送れる、各学校とも取り組んでいるところと聞いております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 子供たちの状態をきちっと把握していくということとは当然、大事なことです。

それで、今、教材のこともあるのですが、もし2月にわかって、4月に受けるとか、年度当初にわかって教材を買うというときに、年度当初にわかって教材が手に入るというのはすぐ手に入るのですか、それとも1学期の終わりごろになるのですか。それとも自分たちで何かを買ってきてつくるのが可能なのですか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの質問でございますけれども、教材備品につきましては先ほどの答弁にもありましたが、各特別支援学級に一律に配当ということで予算化しておりまして、その部分については年度当初に各学校の担当教諭を通じて学校を通して必要な教材を上げてもらっております。

その上げてもらっているものを教育委員会のほうでは、それに沿った中で購入をして学校のほうに配付しているという状況でありますし、通常の教材の重要な部分については常時、随時、各学校のほうから要望があればそれに添えた中で購入して、各学校に配付しているという状況でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 例えばある物を使うというのはいいかもしれないけれども、その子によって支援が全然違いますし、ある物を使うというふうにはならないと思うのです。

すぐその場で作り上げていかなければならないものというか、その子を受け入れた時点でもう、その子に合わせた支援の仕方をしていかなければならないという、こういう障害、学習障害もあるし、いろいろありますよね、それに対する対応の仕方と思うのですけれども、これをどうして言うかといいますと、この前、何日前でしたか道新に載っていたのですが、大人になったわかったというのが発達障害成人になって初めて、本来ならば乳幼児期に発見されることが多かった自閉症や学習障害などの発達障害が大

人になってから気がつくケースが目立っているということなのです。道内の発達障害もそうですけれども、そうではなくて19歳以上の割合が2006年度では34.3%だったということです。

これは、はっきり障害ってわかる子たちではない子供たちですよ。生きづらさを感じ、いつもどこかでいて居心地が悪いと感じた理由があったということがあったり、すごい生きづらさを感じている場合もあります。軽度障害なのかな。通常は低年齢でわかるので、1歳半かの健診のときにわかって、保育所の段階からきちっとその障害を受け入れてちゃんと養育していくと、その子は小学校に入った時点でもうそれほど負担を、支援者の支援があればきちっと、一応は生き方もそれからスキルからいろいろなものを見つけながら生きていく段階にあるのですけれども、それがそのままただ騒がしい子とか、アスペルガーなんていいます、極端に言えばすごい流暢です。頭の回転が物すごい早い、物を書かせたら書くことが得意な子もあれば記憶力が物すごくいいとか、その部分が特質するのですのですけれども、相手に対しての意思疎通ができない、思ったことがぼんと言ってしまうとか、やりたいことをやってしまうみたいなものがあるって、ちょっとおかしな子という形で、そのままスルーしてしまったりということあると思うのです。

今回、高校なんかでも今、明輝高校が今回、特別支援の高校として初めて特別支援という形の支援を受けてやっていくということがことしから始まるそうです。それと、高専高校、そこはほとんど高直脳障害が物すごく多くて、そこにいる先生が結局それではだめだというのでいろいろな支援の仕方というか、その学習を重ねながら始まっているという状況です。

それから、湖稜高校の定時制とか、工業高校の定時制なんかにも、結局、引きこもりで学校に行けなかった人たちの中に、結局そういう発達障害とか、そういう形があって、初めて受け入れてから今度その部分のカバーをしていくということ、今始まっているようです。もう何年になるのかな。そういうものを含めて、それは小学校とか中学校とか保育所もそうですけれども、そういうことも含めて全体でその子供たちを見逃してしまったということがあるような気がするのですけれども、厚岸の場合はどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今のお話なんですけれども、よく言われているのはADHD、あるいはLDのお子さんで判定にかけて図っていないお子さんがいらっしゃって、例えば担任の先生あたりですと違和感を感じるというふうな状況というのは今かなりあるのです。

ある説では6%ぐらい、そういうふうな何だかのあれがあるのではないかというふうな話もありますから、ですからその中で今、通級加配というふうな制度がありまして、いわゆる先ほど言った特別支援の判定を受けたりはしていないのだけれども、一般の授業をしていくにはちょっと不都合があるというお子さんを保護者の了解を得て抜き出して授業をするというふうなことも、町内の一部の小学校では今行っております。

また、道のほうでもそのことに関するいわゆる教員の加配がありまして、その加配を利用していわゆる通級程度でという、E判定もあるのですけれども、その判定とは別に

その通級程度の部分を抜き出しの授業を行うというようなことをして、なるべくそういうお子さんたちをわかるようにというふうな部分は今、出てきていると思います。

それともう一つ、高校の問題なのですけれども、高校の場合はいわゆる選抜試験があることによって、非常に今までやりづらかった部分があります。というのは、原則、試験を受けて入ってくるという前提からいうと、特別支援という概念を持っていなかったというのが実際だと思います。

ただ、現状とすると、例えば厚岸町の高校もそうなのですけれども、競争率のない高校の場合は、いわゆる中学校で特別支援を受けているお子さんが希望した場合にほとんどが入っていく状況にあります。ですから、高校としての措置というのが今、クローズアップされていて、やはり中学校まで支援を受けていた子が高校に行っても受けられないことにより、社会に出るときに不都合が出てくるのではないかというものを含めて、道教委のほうでも高校教育の中での特別支援というものについて見直そうというふうな動きになっているのではないかなというふうには思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この発達障害の場合は早ければ早いほど、その子の持っているそのハンディというか、それが少なく済むという意味では保育所の時点からきちっと、要は厚岸の先生方と保育所の保母さんたちが同じような学習会とか、厚岸町で教育委員会が中心になって、そういう先生を呼んできて厚岸町でやって、そういう講習会をやったり、学習会をやったり、それからそれぞれ学校とか保育所にそういう人たちを来てもらって授業に入ってもらえるような形で、そのときにどうしてもある意味、保護者がいやちょっとという場合もありますよね。

でも、それをいろいろな場面できちっとこういう形がこうであって、こういう親にとっても保護者にとっても育てづらさというのはあると思うのです。でもその部分をこういうことがあったら、こうなんだよというのを含めて一緒にやれるような場所というか、そういうことをつくっていくことはできないですか。

今も一生懸命研修やっているというのはわかるのですけれども、これだけ複雑ないろいろな障害が出ていますよね、そして自閉症、スペクトルといいますか、自閉症といいます、自閉症が広がって行って、その中にPDDというのがあったり、いろいろな形でいろいろな障害が複合に重なっていて、そしてその子供が成り立っている場合もあるし、それから障害の持ってきた子供たちの耳の聞こえがすごくいいとか、それ以外のいろいろな問題がその子供たちが持っている、その子供たちにわかりやすい授業をする、クラスの中でわかりやすい授業をすることで、ほかの子たちもひよっとしたら自分もおかしいと思っている本当の軽度の発達障害の子たちが中にいるかもしれない、その子供たちも拾い上げていくこともできるということがあると思うのです。そういうような現場づくりというのか、それができないのかなと私は思うのですけれども、どうですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時 25 分休憩

午後 4 時 27 分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 私のほうから保健福祉課において、障害福祉係という組織を持っている関係で、今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご存じのように厚岸町では乳幼児の健康診査というものを 1 歳 6 カ月、それから 3 歳児と、それ以前にも 4 カ月児だとか、あるいは赤ちゃん相談ということで、基本的に厚岸町では早くから乳児の全戸訪問、つまり 4 カ月まで全部訪問するよということをやっております。

こういった中で児童虐待がないだとか、育児に不安や相談がないだとか、きめ細かな活動として保健師がかかわっている部分であります。ただし、1 歳 6 カ月、3 歳児は当然、ドクターも入るのですけれども、そういった中で子供の状況を観察し、保護者における家庭での子供の育ちを聞いた上で発達に遅れはないだとか、そういう不安がないかとかというものを全員がくぐるのです。それらの中で、まず問題は保健師側のほうから発達のおくれがあるからといって即保護者の方に発達がおくれていますよというふうにはなかなか難しいのです。親の気持ちといいますか、さまざまでございます。

そのようなことから、親がその障害を受領しなければ、例えば学校教育、保育所でも特別な保育をする、その子に特別な保育をするということが保護者の同意、あるいは理解がないとできません。そういう中で発達障害というものが当然、診断が下されないとわからないわけでございますけれども、発達の遅れという部分ではそういう 1 歳 6 カ月、3 歳児健診ではある程度、把握できているという状況でございます。

加えて、乳児の全戸訪問をやると必ず一度は保健師がかかわっているということでもあります。そういう中で、私どもは早くから早期発見、早期療育という言葉でございますけれども、2 歳より 1 歳、それがもっと早ければと、どこまで早ければというのはちょっと別にして、そういった早い時期に発見をしてあげると、この発見は健診や保護者との相談を受けた中で観察した中で発見します。今度はそれを療育にどうつなげるかということです。療育というのは、保護者に無断で療育するわけにはいかないのがご理解いただきたいと思うのですけれども、「あみか」の 2 階に子供発達支援センターがあります。以前は母子通園センターというふうに言ったのですが、障害者自立支援法できた際に北海道社会福祉事業団の白糠学園に障害児の専門機関でありますけれども、ここにその子供発達支援センターの運営をお願いしているということでありまして、そこには年に定期的に臨床心理士であるとか、理学療法士、作業療法士が来られます。

そういった専門家が年に 5、6 回来るのですけれども、そういう状況と日々の子供発達支援センターの療育を行っていく中で当然、保育所に通っているお子さんもいます。保育所に行く前に寄ると、今度は学校に上がっている方、学校の放課後利用すると、こ

ういった方もおられます。

そういう中で、必要な、例えば教員に対する必要な相談等も子供発達支援センター双
方できるような体制をとっておりますので、そういう中で徐々に必要な研修は何かとい
うものを探しながらお互いに相談してやっている状況もありますので、そういう状況に
なっているということでございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 その小さいときから保健師さんが入って、そしてそういう相談を受けている
というのは私も知っています。そういうことはわかるのですけれども、その障害をきちっ
と理解した上でやっていかなければならないので、その認定できるものがどれだけある
のかなと思うのです。

今、帯広にありますよね、丸山先生といいましたか、子供の発達障害をきちっと見き
わめてくれることもできるし、ただドクターであればいいと言ったら怒られちゃうので
すけれども、そうではなくてそれをどういうふうにしてこの障害はこうだということをちゃ
んと見きわめることのできる方を招いて学習会をすとか、それから学校のそれこそ、
本当にさっきから言っていますけれども学校の教育の問題もそうなのですが、単純にう
ちにも結局、子供たちが来たりしますよね、牧場を見に来たりするのですけれども、そ
のときについてきた人、支援員というのか、監視なのですよ、単純に監視しているだ
けなのです。監視しているだけではだめだと思うのです。

やはり、その子がどうやって生きていくための力をつけるか、それから自分がどうなっ
ているか、やはりちょろちょろしたり、それからわからなければおしゃべりもするだろ
うし、騒ぐだろうし、そのために叱られるわけですから、子供って常に怒られて頑張り
なさいとか言われたりするわけですから、それはその子にとってどうしたらいいかわか
らない状況だと思う。そういうのもこういう障害でこうなって、こうなのだということを
全体で見て、その子が自分がこれで、自分の障害がこういうもので、自分はこういうふ
うに生きていっていいのだという、その子の中に納得できるような、これを学校だけに
押しつけるわけではないですよ、でもそれでもやはり集団の中でその子を育てていくと
いうのは、保育士や学校しかないのですよね。幼稚園もありますけれども。

そういう意味で、すごく大事な役割を持っていると思うので、もっとやはりそういう
場所をつくったりしてほしいと思うのです。羅臼では、羅臼の教育委員会ではもう教育
大から先生来てもらったりしながら2年か3年になるのかな、全町の子供たち、中学校
から小学校含めて各クラスに入るようにして、そして先生方のスキルアップというか含
めてやっていて、こんなにびっしり羅臼町に入っていて、先生方5年や6年や7年で動
くけどいいのかという話もしたのですけれども、子供たちにとって必要ならいいのだと
いう話をしていたそうですけれども、やはり現実にわからない子というのはわからない
のです。わからない子と話ができないというか、表現あわせえない子、極端に言え
ば数学は飛び抜けてすごいだけけれども、ほかのことが全然だめなんだけれど我慢して
小学校1年生からずっと座って、中学校行って、高校行って切れちゃって出れなくなっ
たとか、実際にそういうのが起きているのも知っていますし、そういうことも何回もそ

ういう子たちをうちも受け入れたこともあります。

そういうのもあるので、やはり厚岸に育って行って、少子化の時代です。ですから、そういう子たちの持っている能力なんかもきちっと育ててやれば、すごい力になると思うのです。そういうのも含めて、やはり厚岸の中で学習会をして、どんな障害があつて、どうなのだというのは、みんながわかるような、そんな機会をつくってほしいと思うのです。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校の先生もそうなんですけれども、確かに特別支援員、町として雇っているのですが、なかなか研修の機会がないのが事実です。北海道の組織なんですけれども、そういうふうな協議会で研修会を3年ぐらい前から始めているのですが、なかなか道職員ではありませんし、それぞれの市町村職員だということで出づらい状況もあります。

今回、その研修を企画するほうの会議にもちょっと出たのですが、今まで12月20日とか21日という日に設定したものですから、なかなか平日では支援員は出てこれないよと、だからこれをやるのであれば夏休みか冬休みか、その支援員が子供から離れる時期に企画したほうがいいのではないですかという話をして、今年度から冬休みにできればという話をしていきますので、そういう機会にはうちの支援員も出せるのではないかなというふうに思っております。

おっしゃるとおり、確かに知らない、生徒も知らない先生というかしつかりとした障害に対する知識が少ないというのは事実だと思います。教育大でも優秀な先生いらっしゃいますし、非常にいろいろな面で相談も受けておりますので、教員、あるいは子供たち含めて中でのそういうふうな研修というのは企画することが可能であるというふうに思っていますので、検討していきたくというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午後4時37分休憩

午後4時38分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

それでは、本日の会議時間は、2番、大野議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 本定例会において、さきに通告しております通告書に従い質問をさせていただきたいと思っております。

まず、人・農地プランについてであります。

（１）農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題から、５年後、１０年後の展望が描けない地域がふえている。そこで、国では人・農地プランを作成して解決していこうとしています。

ア、厚岸町において、このプランの作成はどう考えているのか。

イ、このプランには、どのようなメリットがあるのか。

ウ、５年後、１０年後の厚岸町の農業はどうなっていくと考えるか、以上の点を質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えいたします。

人・農地プランについて、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題から５年後、１０年後の展望が描けない地域がふえている、そこで国では人・農地プランを作成して解決していこうしているのうち、初めに厚岸町において、このプランの作成はどう考えているのかについてであります。人・農地プランは平成23年10月25日に国が定めた我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画を受けて、その具体的な内容を定めた取り組み方針の中で、持続可能な力強い農業の実現のため、地域の人と農地の問題解決に向けた施策として人・農地プランの策定、農地集積の推進、新規就農の増大の三つの柱として位置づけられております。

策定に当たっては、地域が抱える人と農地の問題解決のため、地域における話し合いによって、今後の地域の中心となる個人、法人などの経営体はどこか、中心となる経営体へどうやって農地に集めるか、中心となる経営体とそれ以外の兼業農家や自給的な農家を含めた地域農業のあり方などについて定めるプランであり、平成25年度末までに人と農地の問題を抱える全ての市町村で策定するよう求められております。当町においても、離農者が後を絶たない状況にあり、当然、この人・農地プランの策定は優先課題の一つと考えております。

策定作業の進捗状況であります。昨年8月に厚岸町内の全ての農家の皆さんを対象に説明会を開催し、その中でこのプランでは各農家の農地情報や家族情報などの個人情報を取り扱うことから、まず農家の皆さんからそれらの情報の取り扱いに同意を得る必要があることなどの協議を行っております。

その後、各農家から個人情報の取り扱いにかかわる同意を得る方法、アンケートの内容及び回収方法等について関係機関と協議、調整を行っているところであります。いずれにしましても、国から示されている策定期限が今年度末となっておりますので、今後、順次作業を進める予定としております。

次に、このプランにはどのようなメリットがあるのかについてであります。人・農地プランに位置づけられますとそれぞれに条件がありますが、新規就農支援として独立して自営

就農する方への青年就農給付金経営開始型として最長5年間、年間150万円の給付を受けることができます。

また、中心となる経営体に対する農地の脱しての経営体は、農地集積協力金として最大1戸70万円の交付を受けることができ、農地の受け手の経営体は10アール当たり2万円の規模拡大交付金の支援を受けることができます。さらには、認定農業者はスーパーL資金の当初5年間の無利子化といった支援を受けるなどのメリットがあります。

次に、5年後、10年後の厚岸町の農業はどうなっていくと考えるかについてであります、このままの状況で推移しますと、当町の農家戸数はどんどん減少し、生乳生産量も減少し、関連業者の仕事も減り、耕作放棄地が発生することにより生活環境も悪化し、最終的には地域が衰退するという悪循環を招くことになります。

こうしたことを回避するため、釧路太田農協では平成24年に農家と農協の将来ビジョンとして地域農業振興計画を策定し、その中で未来につなぐ豊かな酪農のふるさとづくりを基本目標にさまざまな振興方策が立てられております。

また、トライベツ地区のTMRセンターの取り組み、地域の存続の道を探る中で農家の減少を食い止める対策の必要性から取り組まれているものであります。

当町としても、それぞれの取り組みと連携し、5年後、10年後も酪農業が当町の基幹産業として現在にもましてしっかりと存立し続けるよう、最大限の努力を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、町長のほうから答弁をいただいたのですが、この人・農地プランについて国では各市町村決めなさいと言ったのに、一向に姿形が見えなかった、水面下で動いていたのかどうか分からないのですけれども、僕たち農業者にとっても何の音沙汰もない、去年の8月に説明会開いても僕は参加していないのですけれども、申しわけのですけれども、それでいて全然、今年度末までに策定しなければならないのに、あと半年ちょっとしか残っていない、これは一体どうなっているのだという意味で質問をさせていただいたのですけれども、これからの方法としていろいろな地域で自治体絡みで策定しているところもあれば、農業委員会中心にやっているところもあれば、全国いろいろさまざまやっているのですけれども、これは5年後、10年後、うちは全然心配ないよという自治体は策定しなくてもいいと、農水省のほうでは言って、厚岸町はやはり大丈夫だと思っているのかと思って、一向に策定しないのかと思っていたのです。

それで、これからのアンケートなり方法を考えて、順次、農家の方と農協含めた中で、これは話し合いをしないと進めないプラン、計画でありますから、何らかの形でやはり全農家の意向を聞きながらつくっていくのだらうと、大変な作業になるのかなと思いますけれども、その点、いつぐらいにやる気なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 去年8月に説明会をやって、確かに作業が遅れておりましたのではすけれども、いずれにしても今年度末にまではということで、今、そのアンケート内容ですとか、こういった形で農業委員会、それから農協含めて調整をしているとか、一緒に作業に入っていかなければいけないということになりますので、ここと調整をしておりますけれども、そのアンケートの内容、それからその回る方法が、ただアンケートを送って、それを回収してということで、将来を本当にどういうふうに考えるのかというところがやはり見えないのだと思うのです。

そういった意味では、農業委員会のほうからも一緒に回って、その辺の聞き取りをきちっとして、そういった方向性を整理していかなければいけないのではないかなというふうなお話もいただいていますし、ただ全部回らなくてはいけないのかということもありませんし、それらをもうちょっと整理をしていく上で進めていきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、その年度末までに間に合うように作業は進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 この計画についてはわかるのですが、多分、農家のほうも5年後、10年後なんて、まして今、問題になっているTPP交渉参加でどうなってくるのか見えない状態であります。

そのTPPはさておいて、現状のままでも困惑してくるので、やはりこれは計画書をきちっと作成して、新規就農予定者も今、当地区で研修しておりますので、その辺の人たちにもやはり給付金とか、いろいろな面で出さないと給付してもらえませんよね。そういった面でやはり支障を来してはまずいと、せっかくやる気を起こして来てくれているのに、そこで後方支援できないようではやはり、やめたわになったら、これはやはり厚岸町にとっても大きな問題になってくると思うので、やはり一刻も早くつくっていただきたい。

それと、作業が進まないのは僕思ったのですが、産業振興課、課長補佐もいなくて大変、忙しいのかなと。人員的に、これは町長にお願いして増員してもらわなければならないのかなと、新人さんも増えたのですが、手が全然回っていないのかなと僕、個人的に思ったのですが、課長その辺は、多分そんなことは言えないと思うので、いる中でやはり今年度はやっていかなければならないのかな。

また、そういった面で作業が遅れていくようなら本当に町長にも考えていただかなければならないかなと思うのですが、ぜひ、なるべく早くやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 先ほどメリットのお話を町長のほうからしておりますけれ

ども、今、その新規で研修に入っている方も近くにおりますけれども、その準備型でその給付金をもらうという部分では、この人・農地プランは関係なくもらえるということになっています。

経営開始型ということで、研修時間が終わって実際に入るという段階では、この人・農地プランに位置づけがされていないといけませんので、それらについてはそのように理解しておりますので、そういったことの支障がないようにしていきたいということで策定はそういうマニュアルにしていきたいというふうに考えております。

それから、人の問題につきましては、実は昨年、農業のほうの担当の部分では補佐と、それから担当1人というような形でおりましたけれども、ことしにつきましては補佐はいなくなりましたけれども、係長以下、その3人の体制はとっていただいておりますので、そういったことでの対応もしていただいておりますので、それらを一生懸命、その3人含めて頑張っていきたいなというふうに思っております。

ご理解をお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、課長のほうからこの人・農地プランのメリット、青年就農給付金の経営型150万円、5年間もらえるとかいろいろ、あとは国のほうなんですけれども、これとは別に厚岸町ではさらに上乘せして給付するというお考えはないのかどうかお聞きしたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 当町には条例でもって新規就農者に対する支援制度というのを設けております。

そういった制度の活用も当然、そういう新規就農というふうになった場合には出てまいりますので、そういった形を活用して支援をしていくということが基本だというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 いろいろと農業に対していろいろな策は考えていただいているとは思いますが、町長も公約があって第一次産業、農業、漁業をしっかり守っていくのだと、TPPの問題起きても厚岸町は大丈夫だというような強い意欲のもとに4期目の町長当選されて、決意されているところなんですけれども、今後、5年後、10年後、農家このままではやはりどんどん減少し、生産額も落ちて厚岸町の産業が衰退していく、そうなってきたら困るので、太田農協でこの地域農業振興計画、年間乳量8万トン掲げていたと思うのですけれども、将来的に。今、6万5,000トンくらいですから、単純に多分1戸当たり100トン以上生産していかないと上乘せしていかないと達成できないのかなと、そういった中ではなかなか計画ですので、それに向けてみんながやる気を起こして頑張っ

てくれればいいのですけれども、いろいろな支援策のもと、やはり農家の負担軽減を図りながら町としてもいろいろな方策、施策で支援していただきたいなと思います。

また、このトライベツでTMRセンター建設工事始まりますけれども、こういったのもやはり支援の一つで、ただしこのTMRセンターも経営状況、なかなか厳しい状況にどの地区においてもあります。やはり、町としても何らかの支援をして、このTMRセンター、法人でございますから、やはりせつかく立ち上がる法人ですから、頑張って存続していただきたいと思いますし、このトライベツ地区も農家戸数どんどん減少して、その歯どめをかけるためにこういった法人つくってやるということですから、やはり厚岸町に、土地は厚岸町ですからやはり支援してやってほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、お話ございましたとおり、人と農地プラン、これは地域で言いますと厚岸町農業の将来、そして土地の集積という、どのようになるかという大事な課題でもございます。

そういう意味において、各市町村がそれぞれ策定をしているわけではありますが、やはりこれからの農業はもうかる農業への道筋を示すことが大事であると思っております。

そういう意味におきまして、お話ございましたとおり、釧路太田農協におきましては、地域農業振興計画を立てているわけでもございまして、このプランとともども農協と相携えて実現を目指し、また人と農地プランを厚岸町としても早急に作成するように、先ほど人員等の問題が提起されたわけではありますが、産業振興課としてはしっかりと頑張っておりますので、期限内に策定するように、しかも作成するだけではなく立派なものをつくり上げるように、私からも進言してまいりたいと、そのように思います。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ただいま町長から非常に力強い答弁をいただきました。期限内に絶対間に合うようにつくると言っていますので、産業振興課は優秀なスタッフ多いので課長補佐いなくても大丈夫だと、力強いお言葉をいただきましたので、しっかりと農業者のために産業振興課、農業ばかりではございませんけれども、厚岸町のために頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

●議長（音喜多議員） 以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。
よって、本日は、この程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後 5 時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 6 月 24 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員